

第三十四回国会 参議院法務委員会會議録第九号

昭和三十五年三月二十五日(金曜日)午前十時三十七分開会

委員の異動

本日委員津島壽一君、江田三郎君及び辻武壽君辞任につき、その補欠として小柳牧衛君、片岡文重君及び石田次男君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 大川 光三君
理事 井川 伊平君
後藤 義隆君
高田 なほ子君

委員

泉山 三六君
太田 正孝君
小柳 牧衛君
林田 正治君
亀田 得治君
千葉 信君
赤松 常子君
石田 次男君
市川 房枝君

國務大臣

法務大臣

井野 碩哉君

政府委員

法務省民事局長

平賀 健太君

事務局側

常任委員
会専門員

西村 高兄君

本日の會議に付した案件

○不動産登記法の一部を改正する等の

法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大川光三君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

不動産登記法の一部を改正する等の法律案を議題に供します。

前回に引き続いて質疑を行ないます。御質疑のある方は御発言をお願いします。なお、当局からは平賀民事局長が出席されております。

○赤松常子君 小さなことでございませうけれども、この間、参考人の方で、たしか銀行関係の取引をやっておいでになる方に対する御質問で、台帳と登記簿との食い違いというか、相違というか、それについて御質問があつて、あまりないというふうなお話でござい

ましたが、政府側からごらんになつて、そういう点の大へんな違いとか相違とかいうものが相当あるんじゃないかと思つたのでございませうが、いかがでしょうか。

○政府委員(平賀健太君) 現行制度のもとにおきまして、台帳における不動産の表示と登記簿における不動産の表示は合致するといふ建前でございまして、大体は合つておるのでございませうが、ただ、台帳の方はこれは職権主義で作ります関係で、台帳の方が改まりまして、登記の方の申請がございませんと、合つてない場合が間々あるわけでございます。しかし、そういう場合におきましても、登記の方で何か別の登記をいたします場合には、必ず台帳と合致するといふ手続をなくして

はならぬことになっております。ごく大体のことを申し上げますと、大体は合つておるのでございませうが、まだ登記の方の申請がなされてないために合つてないのが若干ある、そういう程度でございませう。

○赤松常子君 それは、こちらの帳面になくて、台帳の方にあるという相違である、そういう御答弁ですが、私の申したいのは、両方にあるけれども、その広さがこちらは百坪といひ、こちらは八十坪といひ、その数字の開きといひ、書き違ひといひ、そういう場合があるいはないかというお尋ねでございませう。

○政府委員(平賀健太君) たとえて申しますと、二十坪の家を建てた、それで登記もしてある。ところが増築をした、五坪建て増しをして二十五坪になつて、台帳の方は二十五坪になつておるが、登記簿の方ではまだ二十坪のままで、増築によりまして表示変更の登記がしてないという場合は、これはあり得るわけでございます。

○赤松常子君 そういう場合には、それで許されていいのでございませうね。任意でございませうから、登記しないと思へば、そのままでよろしいでしよう。

○政府委員(平賀健太君) 現在の制度のもとでは、登記の方はこれは任意といふことになっておりますので、登記しないでもそのまゝにしておいていいわけでございますが、たとえばその建築物に抵当権を設定する、あるいはその建

物の所有権を他に譲るといふようなことで登記をします場合には、まず前提として台帳と合致させる手続が必要になるわけでございます。これは現行法でも強制されておるわけでございます。二十五坪に建て増しをしたといふことで表示変更の登記をしないと、抵当権の設定登記あるいは所有権の移転登記はできないという建前に、現行制度でもなつておるわけでありませう。

○赤松常子君 それは譲渡するとか売り渡すといふときには、それは正確な数字でないといけないのですが、これもこの前の私の質問と関連してどうも割り切れなかつたのでございませうが、たとえば十坪の家に五坪の建て増しをした。それで別に売り買いもしない、譲渡もしないといふことで、自分が住むだけだといふ場合に、あとの建て増しの登記は、してもしなくてもいいのでございませう。

○政府委員(平賀健太君) 現行制度のもとでは、登記の方はそうなつております。してもしなくてもよろしい、何も権利を譲渡したり、あるいは抵当権を設定したりといふことがございませぬ限りは、台帳の方だけは改めなければなりません。登記簿の方はそのまゝでもよいといふ建前でございませう。

○赤松常子君 じゃ改正されてもその点は任意でございませうね。

○政府委員(平賀健太君) そうでございませう。

○赤松常子君 この前ちょっとそういうところの質問に対して、何か新しく

建て増ししたのも、これを登記しなければならぬ、そこに権力主義が入るような受け取り方をしたものですから、その点をちょっとお聞きしたいのですが、それはよろしいわけですね。

○政府委員(平賀健太君) その点は、今度は登記と台帳が一本になつてしまふので、増築をいたしますと、今の台帳と同じように台帳制度は今度はなくなるわけでございます。その台帳の建前がそのまま登記簿の方に移つてくるわけでございますので、もし増築をいたしますと、増築による床面積がふえますから、その登記をしないでならぬといふことに新しい制度ではな

ります。その点は、今までの台帳制度と同じことになるわけでありませう。

○赤松常子君 それではどうしてもそこに何か権力主義が入るようなお尋ねがいたしますし、一本になればそれにやはり課税されるわけでございますね。

○政府委員(平賀健太君) 権力主義と申しますか、増築をいたしますと登記を申請する義務が生じますし、申請しなければ登記所の方で職権で増築の登記をすることになるわけでございます。

○赤松常子君 じゃやはりそこに職権が介入するわけですね。

○政府委員(平賀健太君) さようでございませう。

○赤松常子君 それからもう一つお尋ねしたいのでございませうが、この前資料をいただきました、その中にもう一

元化の移記をだんだんやっていらっしやる所がございますですね。この点、私しろとでございますけれども、こういう法律ができなくても、こういう一元化の移記はされていいものですか。

○政府委員(平賀健太君) この間の資料、本日お配りしました資料にも、三十四年度中の移記のことが書いてございますが、これは、現在でございますが、帳を書きかえるというだけで、台帳の書きかえという建前で法律上やっておるわけでございます。ところが、実際はもろろんこれは一元化の準備としてやったわけでございまして、なぜこういうことを三十四年度に、法律がまだできない前にやりましたかと申しますと、何分これは大仕事でございまして、予算も相当かかることでございまして、一部の登記所におきまして実際にこれをやってみて、その実績を見たら上で予算の点のみならず、一元化のやり方も十分検討してみることがあるということをやったのでございまして、しかしながら、建前としては、これはあくまで台帳の書きかえということをやったのでございまして、これは台帳の様式の変更がございまして、法務省令を改正すればでございますので、いましますし、昨年の一月に法務省令を改正いたしまして、台帳の様式を変えて、そうして書きかえをやったのでございます。

それからなおもう一つ、ただいまの建て増しのことで付言しておきたいのでございますが、建て増しをいたしますと、今度の新しい制度では登記が強制される。ただいまお話のように権力的要素が入ってくるといえはいるの

でございますが、登録税の関係では現行法と同じでございますから、この点を念のために申し上げておきます。建て増しの登記をするときに登録税を取るのじゃございませんで、その次に何かの機会に権利関係の登記をする、そのときに登録税を納めればよいという建前にしてございまして、この点は現行法と全然変わっておりません。

それから登記を強制をされ、登録税を納めなくちゃならぬというのは、この建て増しの場合だけでございまして、そのほかの場合は、不動産の現況に変更が生じたということで、不動産の表示の変更の登記を申請する場合、現行法のもとでは、登録税が要するという建前でございまして、この新しい制度では、登録税は全廃いたしました。ただ、建て増しの場合だけが登録税が要る。これは現行法でも登録税をやはり徴収しておるわけでございまして、徴収の仕方でも現行法と実質的には全然変わっておりませんので、その点をつけ加えておきたいと思う次第でございます。

○赤松常子君 法務省令で一応移記——整備といいますが、今おっしゃった台帳の整備ということはお仕事を始めにやられて、実際は一元化の予備講習みたいなやり方になっていくわけですね。これは違法ではないののございませうか。法律ができていないのに、そういうことをなさっているというところは、違法ではないでしょうか。この法律ではそう大したなにはないにしても、実際の法律ができていないのに、事実のお仕事はそれにオーバした仕事になされているというところは、違法ではないでしょうか。どう

もその辺、ちょっと疑問になって参りましたので……。

○政府委員(平賀健太君) これは違法ではないのでございまして、御承知の通り台帳の様式というのも法務省令で定めておるわけでございまして、根拠法は実は土地台帳法、家屋台帳法でございまして、台帳の様式をどういふふうにするかというところは、法務省令で定めてございまして、その法務省令を改正いたしまして、今後は台帳の様式はこういう新たなものにする、登記所は古い様式から新しい様式に作り直せという省令を作りまして、それでやったわけでございまして、全然違法ではございません。

○赤松常子君 それが事実上一元化になっていてもですね。

○政府委員(平賀健太君) その書きかえしたのを、今度は二元化の過程で利用するということとは、今度の法律では明文の規定を置いておりませんが、この法律で省令に委任したておりまして、その委任されておる省令——結局これは不動産登記法の施行細則ということになります。施行細則の中で、初めて今度それが一元化に利用できるといふことを表わすわけで、違法という問題は全然起こらないと思うのです。

それからなお申し上げておきますが、なぜ昭和三十四年度にそういうことをやられたか申しますと、先ほども申し上げましたように、大仕事であり、予算も相当かかることであるし、それから、実際やってみませんことには、具体的ないろいろの問題、こまかい問題が、机の上だけではなかなかこれは予想がつかぬのであります。

実際少しもやってみまして、その上で、根本的に一体この一元化の仕事をやるかやらぬか、少しやってみてこれはやらぬ方がいいという結論になればやらない。まあ私も実際やってみまして、これはやっぱりやるべきだという結論に変わりないわけでございまして、国会で御審議仰ぎます上におきましても、少し試みにやってみてみるというところが必要であるかと、十分慎重を期した次第でございまして、まだ全然手もつけないで、実験もしないでいきなり法律案ということより、事前に試験的にやってみるということをした上で、本格的な実施にとりかかることの方が、より賢明ではないかと、多額の国費を使うことでございまして、法務省としましては十分慎重を期した次第でございまして。

○赤松常子君 もう一つ。どういう地区で、どの程度お始めになっているののございませうか。

○政府委員(平賀健太君) これは全国的に、中ぐらいの登記所——東京都内でも二、三カ所やりましたし、全国的にこれはやられたのでございまして、これは全部で五十八カ所、この間資料で差し上げておきましたが、五十八カ所でやったわけでございまして、やりました仕事は、現在の土地建物台帳に登録されておりますところの土地建物の三・七二%、本日提出しました資料で申し上げますと、昭和三十四年度でやりましたこの移記の総計が出ておりますが、ここに「筆(個)」と書いてございまして、これは土地と建物一緒にございまして、土地、建物合わせて八百十八万三千三十三の土地、建物について台

帳の書きかえをやったわけでございします。

○委員長(大川光三君) 平賀局長に委員長からお願いをします。先ほど配付されました登記簿、台帳一元化実施全体計画案というものについて、全体的に一つ簡単に御説明をわずらわしいと思ひます。

○政府委員(平賀健太君) 先ほどお配りしましたこの全体計画案の昭和三十四年度分は、これは前回提出いたしました資料を、そのままここに持ってきたわけでございまして、昭和三十四年度におきましては全体の土地、建物の三・七二%について移記を実施したわけでございまして、執務時間中の処理が三十七万筆個、それから超過勤務による処理が約七十九万二千筆個、それから他の登記所から職員を応援にやりまして処理しましたのが八十八万四千筆個、それから外部から臨時の職員を雇い入れまして処理しましたのが六百十三万筆個、小計が八百十八万筆個になるわけでございまして、この総額が、これは人件費といわれるものでございまして、約二千万円でございます。そのほか三十四年度におきましては、用紙、これは新しい台帳の用紙、これはやがて新しい登記簿の表題部になるものでございしますが用紙代、それからこの用紙をとりますところのバインダー、表紙、その経費が三千八百九十九万八千円、そのほかの文具費、たとえば印刷類、これが相当要ります。約百五十三万円で、合計して昭和三十四年度におきましては五千三百六十万円という経費になっております。この一番下の欄に(注)がございまして、この昭和三十四年度の実績により

ますと、執務時間中の処理は、職員一人当たり平均して一日十五分の時間を費やしておるといふ計算になります。それから超過勤務は、職員が一人平均一日三十分、それから事務応援の人員は、これは一庁当たり一日置きに一人ずつ一日に半人ずつといふことになるわけでございます。それから外部から雇入れましたところの臨時雇は、これは一つの登記所に平均一日三人、そういう計算になっておるわけでございます。三十五年度もこの実績を基礎にして予算が組まれておるわけでございます。三十五年度は、この三十四年度に移記いたしましたのを登記簿の該当箇所にはさみ込む、編綴と私も申しておりますが、この作業を三七・七二%につぎまして編綴をやるわけでございます。そのほか、新たに全体の一〇%につぎまして、また移しかえをやるということになるわけでございます。そういう関係で、三十四年度は移記だけでございましたが、三十五年度は移記と編綴と両方の仕事があるわけでございます。これはやはりこの三十四年度の実績を基礎といたしまして、執務時間中の処理、超過勤務による処理、事務応援による処理、賃金による処理という工合に配分いたしました。その予算の合計が、用紙、バインダーその他の文具費を合わせまして、前回申し上げましたように一億四千八百三十万円ということになっておるわけでございます。それで、三十五年度には三七・七二%の編綴と、一〇%の移記が新たにできるわけでございますが、その残りの作業は、昭和三十六年度から昭和三十九年度までに全部完了する。ですから昭和四十年の三月三十一日までに一元化の作業を完了する

十一日までに一元化の作業を完了するといふ計画でございます。昭和三十六年度以降の予算の所要額は、この一番右の欄の合計の所をごらんいただきますと、十九億四千四百五十四万四千といふ計算に相なるわけでございます。そういういたしますと、昭和三十四年度分からは三十五年度分、三十六年度以降の分を合計いたしますと、予算総額は二億四千二百三十五万四千、前回申し上げました二十一億という数字でございます。ただ、この三十六年度分以降は、これはまだ将来のことでございます。また、また違ってくるかもしれないと思ふのでございますが、現在の見込みでは二十一億四千四百五十万といふ総額になっておるわけでございます。それなら、この二十一億という数字の中には、メートル法による単位の書きかえの経費は、これは含まれておりません。それはまた別途に経費を計上しなかつたということになるわけでございます。

○委員長(大川光三君) ただいま御説明をわすれられました計画案のうちの一番上の「法務省民事局」と書いて「金額単位二千万」と、こうなっておりますが、これは単位円ではありませんか。

○政府委員(平賀健太君) これは失礼いたしました。単位二千万」とあるのは間違ひでございます。単位は円でございます。誤植でございます。

○高田なほ子君 今御説明いただいた分についてちょっと伺わしていただきたいと思ひます。前回委員会に御提出いただいたのは「三十四年度登記簿、台帳一元化移記実績表でありまして、それからきょういただいたのは「登記簿、台帳一元化実施全体計画案」、この二つの資料を今手元にいただいて、御説明いただいたわけですから、そこで、先般いただきました昭和三十四年度の実績を、今度の計画案の中に三十四年度の分はそのまま移しかえたのだという御説明をいただいたわけでありまして、ちょっと伺っておきたいのですが、これは実施五十八庁となっておりますが、これは従来は職員数三百四十人と、こういふふうに出ておるわけでありまして、これは大体地方庁の平均をお出しになったものなんでしょうか、これはどういふのでしょうか。

○政府委員(平賀健太君) この五十八庁というのは、実際実施をいたしました登記所の数でございます。その三百四十名というのは、実際その登記所におきまして移記の作業に従事しておりますところの職員の数をあげたものでございます。

○高田なほ子君 中央の省だとこれくらいの少人数ではないですか、もっと大人数になるのではないですか。

○政府委員(平賀健太君) これは中央というわけじゃないんですけど、登記所も、先ほど申し上げましたように、大きい登記所、中くらいの登記所、小さい登記所というので、大きい所では地方法務局でやった所もございまして、それから支局でやった所もございまして、出張所ですと、御承知のように出張所となりますと、御承知のように職員数が一人とか二人とか三人、そういう所もございまして、この大きい所、小さい所を合わせまして五十八庁という意味で、中央の庁という意味ではございません。

○高田なほ子君 これを拝見して思ひますことは、東京とか大阪とかいうような、大へん事務の多い所があるだろうと思ふのです。そういう事務の多い所での一元化をやつた場合に、一般事務というものは停滯するおそれがないのかという疑問が出てくるわけですね。それは、ここに拝見しますように、職員一人平均約十五分間、この一元化の実績を上げるために十五分間という時間が費やされておることになっておるわけですね。今日でも相当この登記事務というものが設備をしておるといふことは、先般の委員会でも御説明いただき、われわれもこの点を指摘したと思ふのです。そういう中で、さらに十五分とはいいながら、それだけ一元化のために時間が費やされるわけがあります。裏をひっくり返しますと、このために一般国民に対して大へん迷惑をかけることになるのではないかと、こういう疑問が生じておるわけでありまして、この点いかがなものでありましょう。

○政府委員(平賀健太君) 一日平均十五分と申しますのは、全体平均してでございます。もちろん東京の都内の出張所のように非常に多忙な所では、これはできないわけでございます。そういう所は臨時の職員を入れますと賃金で大部分をやつておるわけでありまして、一日十五分というのは、全体を平均しました数字でございます。ですからあまり忙しくない所では、現実には一時間、あるいは一時間半という工合に執務時間中に出ておるわけでございます。そのかわりに東京あたりでは執務時間中では全然やつてないといふ

ことに実際問題はなるわけでございますが、これは全部平均しました関係で、一日十五分ということになっておるのであります。

○高田なほ子君 そうしますと、これは平均してただ単に十五分ということになるので、御説明のように事務が非常に繁忙だといふ所には、今言うような賃金職員を配置して迷惑をかけないという措置を講ずるのだというように説明されたのだと思ひますが、その点は確かにそういうことになるわけでしょうか。

○政府委員(平賀健太君) その通りであります。

○高田なほ子君 これは一般の職員が何も一日十五分だけこのことに費やされるのだといふことじゃないわけですね。平均して数字としてこうなるので、迷惑をかけるという分については、賃金職員を配置したり、あるいはよその庁から事務応援に配置をしたりして、一般の職員に対して二重の負担をかけるということはないのだと、そういう御答弁でしょうか。

○政府委員(平賀健太君) その通りであります。

○高田なほ子君 次にお尋ねをいたしますが、今度は上から二番目の欄のところをかりにB欄としますと、超過勤務処理、これは職員の一人平均約三十分、こういうのが出ておりますが、一日三十分で処理できる筆数とか、あるいは個数とか、そういうふうにごらんになっておるわけでしょうか。

○政府委員(平賀健太君) 私どもが予算の要求の資料並びに大蔵省の査定基礎となつた処理能力を申し上げますと、土地につきましては写しかえ

これは大体非常に事務が簡単でございまして、外部からの臨時職員をおもに使うという方針でやっております。臨時職員は一時間に二十五筆写しかえる能力があると、それから建物の方はこれはかなり付属建物があったりなんかいたしまして複雑でございますので、間違いが起こりやすいので、できる限りこれは職員にやらせる。その庁が非常に忙しければ、これは事務応援で、よその庁から手伝いに来ました職員にやらせるという建前で、職員の能力は一時間に建物十三戸の写しかえる能力がある。土地は二十五筆、建物は十三戸、そういう計算でこの写しかえる経費が計算されておるわけでありまして。実際これをやってみますと、土地ならば二十五筆、建物ならば十三戸というのがちょうど適当なところではなかろうかというような結果になっておる次第であります。

○高田なほ子君 御説明によりまして、土地の場合は臨時職員が二十五筆、それから建物の場合は、非常にむずかしいので、これは普通職員が大体一時間十三戸、こういう御説明をいただいたわけですが、しかし臨時職員二十五筆というのは、これはあくまでも臨時的なもの、基礎的な数字であつて、普通一般職員が、土地、建物合わせて一時間に一体どのくらいの最高標準というのを見ておられるのでしょうか。合わせた場合にどうなんでしょうか。

○政府委員(平賀健太君) これは予算の査定資料として、これは実際私どもでも実験いたしまして、土地は二十五筆、建物十三戸というところが、あまり無理しないで適当なところだとい

うことで、これを基準にして予算もきまり、それから地方に対する予算の配賦もいたしておるわけでありまして。たゞ現実の問題としては、実際はこれより下回っているという所はございませうが、大体これよりもっと実績は上回っている所もございまして。そういうわけで、ただあまり急いでやりますと間違ひもできやうございまして、職員にも無理がかかる関係もございまして、ちょうど二十五筆、十三戸というところが適当なところではなかろうかというふうに考えておる次第であります。

○高田なほ子君 従来でも一時間の事務の能力といひますか、事務負担能力といひますか、こういうものが基礎になって、勤務評定のような評定をされているやにも聞いておりますので、今こういう質問をされているわけでありまして、当局としては、一時間の大体の負担能力といひますか、これは建物は十三戸、土地の場合には二十五筆、しかし実際問題として、こうきめていっても、建物だけやるといふわけにはいかないで、土地も建物もやはり引くくめて考えられなきやならないわけでしょうが、今までもあれですか、実績を上回ったものに對して、またその実績よりはなはだしく下回ったものに對して、勤務評定をするというやうなことはあったのでしょうか、いかがなものでしょうか。

○政府委員(平賀健太君) これは勤務評定というやうなことは全然関係のないことでございまして、それからまた、私どもも二十五筆、十三戸というのは、ソ連なんかで言っておるノルマというふうには考えてないのであります。

す。あまり無理をしないで、そして間違ひができないやうにということをやつたらどの程度が適当であらうかというところで、二十五筆、十三戸というのを、私どもの方でも実際職員にやらせて、これなら適当であるということと、これは予算の基礎にいたしたのでございまして。ですから、必ず一時間に二十五筆やらなくてはいかぬ、それより下回つたところは勤務評定でばつてんをつけるとかいふやうなことは決してやらないわけでございます。

○高田なほ子君 それでよくわかりました。その次、この事務応援の処理の欄が上から三番目にあるわけですが、この事務応援処理の問題なんです、この前はこれに独れていなかったと思ひますが、この旅費とか日当とかいふのは、各省の予算を組みますときにいつでも削減の対象になるわけですが、今年もこの旅費の問題については各省一定の基準で削減されたやうに私思つておりますが、この場合の事務応援処理の旅費及び日当、こういうものはどういふやうになつてゐるのか、特別な事務として削減の対象にならなかつたのか。それからまた、一日どのくらいの旅費、どのくらいの日当がこれに予算として組まれておるものか、こういう点について説明していただきたい。

○政府委員(平賀健太君) 仰せの通りこの旅費につきましては大蔵省で非常に厳しく査定いたしておりまして、削減ということが行なわれておるわけでございますが、この削減をしておりますのは一般の行政旅費でございまして、こういうふうな事件処理に必要な旅

費というものは、実際の必要額に應じて査定されておりますので、これは何パーセント減といふことはございませう、この旅費につきましては。これは事務応援は隣接の登記所から事務応援を出すわけで、距離もそうございませう関係で、単価は約三百二十円という単価になつております。三百二十円といふことを基礎にしましてこの旅費がはじかれておるわけでございます。これは削減何パーセント減といふことで減らして、これでがまんしろという筋合いのものではないと思ひます。

○高田なほ子君 これは旅費三百二十円のはかに日当といふものはないわけですか。

○政府委員(平賀健太君) これは日当も含めましての金額でございます。

○高田なほ子君 これは旅費、日当両方含めて三百二十円といふことになるので、隣村に行くときに自転車で行つたやうなといふのは何も旅費にならなかつたわけですか。日当だけになるわけですか。それはどういふ計算になるのですか。

○政府委員(平賀健太君) それは隣接の登記所から応援に行くわけでございます。距離が非常に近いわけでございます。旅費はそうかかりません。それからこの日当も、これは旅費法の規定によりまして、同じ地方法務局の管内であるわけでございますので、これは半日当といふことになつておるわけでございます。そういう関係で、旅費も日当も比較的安く上がるということになるわけでございます。これは旅費法の規定によりまして計算がされておるのでございまして。

題としてはごく近間の方の応援を頼むといふことになるわけですから、旅費とか日当とかといふものが、一応単価三百二十円と含めてあつても、近接している場合の応援といふものについては、あまりこういうものの恩恵には浴さないといふことになるわけですね、実際問題として。

○政府委員(平賀健太君) まあ職員の給与の補ひということにはならぬわけでございます。

○高田なほ子君 給与の補ひにはならない。しかし、まあ日当、旅費といふものはあるのだから、近接地域でも何らかこれを実質的に均等させるやうな方法といふものについては、お考えになつておらないものなんではないでしょうか。

○政府委員(平賀健太君) これは単価平均三百二十円といふことで予算を配賦いたしておりまして、これは実績に應じて実際支給することになるわけでございます。まあ旅費、日当といふものが本来の職員の給与の補ひという筋合いのものじゃないわけではございませんが、まあ現実の問題としてはそういう面もあるわけでございますけれども、事務応援旅費といふのは、ほんとうに必要に應じて隣接の登記所に応援に行くといふ関係でございまして、あくまでもこれは実績に應じて支給をするといふ建前なのでございまして。

それからなお、この事務応援といふのは、一元化の作業だけやるのじやなく、ほかの関係でも登記所ではしなくては必要に起るわけでございます。たとえば土地改良の登記でございまして、土地区画整理の登記であるとかいふ場合に、臨時に大量の事件が持ち込まれ

ることがあるわけでございます。そういう場合には、事務応援でやっておるわけでございます。その場合と同じ基準で旅費、日当がはじかれておるわけでございます。

○高田なほ子君 どうも重箱のすみをつつくような質問で、はなはだ申しわけないわけですが、私はこの間の委員会でも指摘したように、まじめに九年も勤められて手取りが一万一千円そこそこだということに恵まれない職場にある人に対して、この事務応援の処理のための旅費並びに日当というものも、これは予算として組まれてあるわけなので、たとえ幾らでも待遇の面これが均等するような方法をとらなければいけないのじゃないか、まさか旅費の日当が余るといふことはないだろうと思ひますけれども、できるだけこういうところに親切な方策をとつてもらへるように、今後ともよく氣をつけていたきたいという意味から質問をしていくわけですが。

その次、今度一番最後の欄に移るのですが、これは賃金処理、いわゆる臨時職員の問題がここにずっと出ておるようでありまして、この臨時職員の身分というのは、あくまでも臨時職員であつて、きわめて不安定なものだと思ひます。この一元化の仕事は相当日月を要するものであります。たとえ五年、六年という期間でありましようとも、臨時職員の身分は依然として風前のともしびのごとくにはなはだしく不安定なものだと思ひます。しかし三年、五年とたつうちに、その職場の空気にまなれて、能力を伸ばす機会は十分恵まれておるわけでありまして、臨時職員の将来の身分の問題について、定員

化の方向をとるのが正しいのではないかと一う気がするわけですが、この問題については当局はどういうふうにお考えになっておるのでしょうか、これをお尋ねいたします。

○政府委員(平賀健太郎) 実は法務省の登記所関係におきましては、この一元化と直接関係はございませんが、定員職員のほかに、いわゆる常勤職員といふのがおるわけでございます。常勤労務者——常勤職員が約四百人くらいおるわけでございますが、私どもとしては、この常勤職員を採用します場合には、この常勤職員を採用した場合にも、できる限り公務員試験に合格した人の中から採用する、採用した以上は、できるだけこれを定員に組み入れていくという方針でやっておりますわけでございます。

それからなお、この一元化で雇ひ入れます臨時職員も、ただいま仰せのように、一元化の作業がかなり長く続く関係もございまして、できるだけ素質のいい職員を入れますで、引き続きこの一元化の作業に従事してもらふ、そうしていい賃金職員でありますれば、これを欠員ができましたときに常勤職員に組みかえ、さらにこれを定員職員に組みかえるということでもつていきたい、そういうふうな考へておる次第であります。

○高田なほ子君 将来の問題について、定員職員の方に組みかえるという考へであつて、それは大へんけっこうだと思ひますが、さしあたって、一日三百十円、日雇労働者よりも一日の賃金が低いということについては、私どもとしては相当考へさせられる問題だと思ひます。よい職員を入れたらいいっても、あまり待遇が悪ければな

なかよい職員も入つてこないというのが実情になるので、結局それは能力にも影響する問題ですが、将来、この三百十円という賃金というものを、もう少し気のきいた額にまで上げるといふようなことについて、何か腹案でもお待ちでしょうか、いかがでしょうか。

○政府委員(平賀健太郎) 私どもとしては、当初実は賃金職員の単価は三百五十円というところで要求したのでございまして、三百十円ではないと思つておるわけでございますが、何分、これは各省共通の問題でございまして、一元化の問題だけほかの省と違ひまして、三百五十円にするというわけにも参りませんので、これはやはり各省共通の問題としてこの賃金職員の単価が三百十円ではないかというのを検討しなければならぬと思つておる次第でございまして。

○高田なほ子君 民事局長にこの三百十円のことをよくよく申し上げても、らちにはあつてくれぬことは当然だと思ひますが、少なくとも頭脳労働者ですら、三百十円という線は何とかこれを是正するように、一つ極力やっばり主張していただかなければならない。将来定員化としての腹案があればなおさらのことなので、この点についてはせつと御努力願ひたいと思ひます。

それから結構的にこの表についてお尋ねいたしますが、この表のここに出ております数字は、今後の予算とかあるいは作業計画、この処理数を大體基礎として計画配分するといふふうには承知するわけですが、この点はどうでしょうか。

○政府委員(平賀健太郎) この三十四年度の実績をもとにして三十五年、三十六年度以降も一応計算がされておるわけでございます。

○高田なほ子君 そういたしますと、私どもの手元にいただきましたこの数字というものが、ほぼ三十五年以降の基礎的な数字になるのだといふふうに理解してよろしうございしますか。

○政府委員(平賀健太郎) さうです。ちよつとここで疑問が起つてくるわけですが、前回にいたした、今私が質問している表と、今度いただきました計画案の数字等を見ますと、若干三十四年度の予算並びに処理件数といふものについて、これとちよつと違つたふうに出てきておるわけですが、ちよつとごらん下さいませ。三十四年度の執行時間中に処理した筆数が、前回の委員会にいたしたのとは三十三万四千七百八十八筆となつておりますが、きょういただいた同じ年度の筆数が三十七万九千八百八十七筆といふふうで、大体四万筆くらいふえています。超過勤務処理の場合も前回にいたした分は七十一万二千九百六十二筆、今回に移動した分は七十九万二千八百八十筆といふふうになって、大体これは八万筆ばかりふえています。以下、事務応援の処理件数、それから賃金処理の筆数、こういうものが前回の場合と数字的に非常に隔たりをもつてきておるようです。さうだとすると、ただいまあなたが御答弁になつたように、三十四年度の登記簿、台帳一元化移記実績表、三十五年の一月三十一日現在といふこの資料が基礎になるのだ

といふことを言つておられますけれども、実際はこれと違つた数字が基礎となつて三十五年、三十六年と組まれておるのではないかと一うふうに思ひますが、この説明は、ちよつとどういふふうにされますか。

○政府委員(平賀健太郎) それは私申し落としたが、本日お配りしましたのは、これは三十四年度の全部の計画を実はあげておるわけでございます。先日お配りいたしました資料は一月三十一日現在でございます関係で、三十四年度に予定しております作業量の約九〇％に達しておりますので、一〇％がまだ残つておる状況でございます。本日お配りいたしました表の三十四年度は、三十四年度分の計画の全部をあげておるわけでございますので、その関係で若干数字が違つて参つております。ただ合計におきましては、前回お配りした資料の一番下の所に、欄外に「参考」とございまして、1、2、3とございまして、事務量の計が八百十八万三千三百三十三(個)になっておりますが、これは三十四年度の全体の総筆数でございます。本日お配りしました三十四年度の小計といふところをごらんいただきますと八百十八万三千三百三十三で、これは合つておるわけでございます。そういう関係で、これは一月三十一日現在の、それまでに処理を完了しました分だけをあげました関係で、これは三十四年度の全体の約九〇％に達しております関係で、あと一〇％ずつふえてくるわけでございます。その一〇％ふえた姿が、本日お配りいたしました表の三十四年度分のところに出ておるわけでございます。

○高田なほ子君 なるほどね。さうす

ると、この参考というのは一〇〇%の数字を出したので、上のこの執務時間中処理、超勤処理、事務応援の処理、賃金処理、これは九〇%の実績を表わしたものであって、内容においては変わらないということですか。そういうことですか。

○政府委員(平賀健太君) さようでございます。その通りでございます。

○高田なほ子君 それじゃ亀田先生も見えられましたが、さっきの赤松先生の質問に関連してちょっと伺いたいのですが、赤松先生は、増築の分についてさつき御質問があったと思うのですが、この分についてだけ聞きたいと思えますが、すでに所有権の登記のある建物について、登記官吏が職権で増築の登記をする場合、増築分についての登録税は徴収されるわけですね。どういう方法でこれは徴収するのでしょうか。

○政府委員(平賀健太君) これは今回の法律案の附則をごらんいただきたいのでございますが、附則の第十条で登録税法の一部改正をいたしております。この法律案の五十六ページに第十条の規定が出ておりますが、登録税法の「第二条第三項を次のように改める。」といたしまして、「所有権ノ登記アル建物ニ付床面積ノ増加ニ係ル登記ヲ為シタルトキハ所有権ノ登記名義人又ハ其ノ相続人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ床面積ノ増加部分ノ価格ノ千分ノ六ノ登録税ヲ納ムベシ」という登録税の規定を置いておるのでございますが、職権で増築の登記をいたしました場合には、その際直ちに登録税を取るのではないのでございます。これは「命令ノ定ムル所ニ依リ」ということになって

おりますので、登録税法の施行令の中に規定を置く予定でございますが、これはどういふふうにいたしますかと申しますと、職権で登録をいたしますその際には取りませんで、その後、この建物の所有者が権利の登記をする、たとえば建物を譲渡いたしましたして所有権の移転登記の申請をする、あるいはその建物に抵当権を設定するというようなことで、抵当権設定登記の申請をする、その際に納めてもらうという建前にいたす考えでございます。これは実は現行法と同じことになるわけでございます。現行法でも、台帳の方は職権で増築による床面積の増加の登録をいたします。登記簿の方は直ちに改まらぬわけでございますが、建物の所有者が、ただいま申しましたように、所有権の移転の登記をする、あるいは抵当権の設定の登記をするという場合には、まず登記簿の表題部の登記を、台帳に合わせなければならぬ関係で、その際に床面積の増加の登記を必ず現行法でも申請しなければならぬという

ことになる。現行法ではその床面積の増加分の価格の千分の六の登録税を納めることになるわけでございます。そういう関係で、現行の制度とこの点は実質的には同じになるわけでございます。

○高田なほ子君 この登録税は、今までと実質的には同じだということになるわけでしょうか、これはあれですか、登録税を納めない場合に、物権所有者に対して登記所は催促することがありますでしょうか。

○政府委員(平賀健太君) ただいま申しましたように、その次に権利の登記を申請する際に納めるということになりますので、登録税を納めませんと権利の登記ができないということになるわけ、督促するということはござい

ません。現行法も権利の登記を申請する場合に、あらかじめ増築による表示変更の登記をしなくちゃならないので、その際に登録税を納めるわけでありまして、今度の改正法のもとでは、増築の登記をします際には、職権でやりましても申請でやりましても、その際には登録税を納めさせませんで、その後、権利の登記を申請するときに登録税を納めてもらう。その登録税を納めませんと、権利の登記ができないということになるわけ、現行法と実質は全く同じことになるわけであり

ます。

○高田なほ子君 これはあれですか、登記官吏が職権でやる場合に、それに応じなかった場合には、どういふ措置をとるわけですか。

○政府委員(平賀健太君) ただいま申しましたように職権で増築の登記をいたします、そうしてそのまゝにしてお

くわけ、その後、何か所有者が今度はその建物を人に売ったので、所有権の移転登記をしたいというので、所有権の移転の登記を申請してくるわけですね、その際に増築部分の登録税を納めてもらうということになるわけでございます。その登録税を納めませんと、所有権の移転登記がしてもらえないということになるわけであり

ます。

○高田なほ子君 あれですか、登録を自分かしたくない、増築をしても登録をしなくない、今度は職権で済ませ、それがいやだと言った場合は、どういふことになるのですか。本人が

それはいやだと言った場合は。

○政府委員(平賀健太君) いやならばしないでおくだけでございます。ただ、今度の新しい登記簿の表題部は、不動産の現況をはつきり明記しておく。現状にマッチした表示をしておくという建前でございまして、所有者には登記申請の義務を課しますし、義務を課しておいても登記の申請をしな

い場合には、職権でも登記をいたしますが、登録税はその際には取らぬわけでありまして、現行法は台帳の方で職権で登録をされる、所有者には登録の申請の義務が課されておるといふのと同じこととあります。

○委員(大川光三君) ちょっと関連して伺いますが、今のお話ですと、増築分については、あるいは権利の変更などのときに登録税を取る。そうすると、そういう変更がない場合は、将来相続でも開始するといふときに、登録税を取られることがあるのでしょうか。

○政府委員(平賀健太君) それじゃ、もう一度現行法のもとではどうなっておるか、それから改正法のもとではどうなるかといふことを申し上げますと、現行法では、建物の増築をいたしますと、まず家屋台帳の方が改まるわけでございます。床面積が増加しますので、家屋台帳の方を改めなくちゃならないことになるわけであり

ます。これは所有者にも申告の義務が課されております。所有者の申告の義務がな

くても、登記所の方で、職権で床面積の増加を登録をいたすわけであり

ます。登記簿の方は申請主義でござい

ますので、所有者から申請がござい

まんと登記はいたさぬわけであり

ます。

従って、登録税を取られることもないわけであり

ういう建前になるわけでございます。

てありますから、現行法と同じく、現行法のもとにおきましては、所有権移転登記をする機会に増築の登記をして、その際に登録税を納めるということになるわけですが、改正法のもとでは、増築のときには先にされてしましますが、その際に登録税を納めるのじゃなくて、次に所有権移転登記なんかをするその際に、登録税だけ納めてもらう、そうして所有権移転登記をする、そういうことになるわけで、登録税の徴収に関する限りにおきましては、現行法と同じことになるわけがあります。実質は同じことになる、そういう趣旨であります。非常にごたごたいたしておりますが……。

○龜田得治君　ちよつと関連して。登録税の点は同じようですが、罰則の点は、現行法と違うことになりますね。

○政府委員（平賀健太君）　罰則の点は、現行法では登記は申請主義になつ

ております関係で、登記については罰則はございませんが、台帳の方で罰則がございます。その台帳の罰則が今度登記簿の表題部の登記に移ってきたということになるわけであります。

○亀田得治君 現行法で増築の場合には、
 是が謂則は台帳関係ではないでしよう。
 ○政府委員(平賀健太君) 台帳関係ではございます。増築の登録。
 ○亀田得治君 増築の場合にやはり罰

則を適用しますか。
○政府委員(平賀健太君) 罰則はありますが……。
○亀田得治君 罰則はあるが、増築の場合には罰則の適用の対象にならぬで

しょう。
○政府委員(平賀健太君) 現行の家屋

台帳法で申しますと、家屋台帳法の第十四条に、増築したときと、ほかの場合もあげてありますが、その中に、増築した場合がございいます。増築のときは、「家屋所有者は、一箇月以内にその旨を登記所に申告しなければならぬ」といふ。第十四条にそういう規定がございまして、第二十六条で、第十四条の規定により、「申告をなすべき義務のある者がその申告をしないときは、これを一万円以下の過料に処する。」ということとで、台帳法のもとで現在申告義務、その懈怠に対する罰則の規定があるわけでありまして。

○**龜田得治君** 増築の場合は十四条になるのでしょうか。六条になるのと違うんですか。家屋の異動ということになりますか、第六条の場合はどういふことになるんですか、第六条であれば義務はある

けれども、罰則までの対象にはならな
いと思う。

○政府委員(平賀健太君) 第六条の規
定は、これは申告義務の規定じゃない
のでございまして、家屋に異動があつ

場合の、家屋番号であると種類
構造、床面積は、これは登記所が調査
して定めるといふだけの規定でありま
して、申告義務は第十四条でございま
す。

○委員長(大川光三君) いま一つ関連事項で伺いますが、法律案の附則の登録税法の一部改正これを見ますと、第十条の二項「所有権ノ登記アル建物ニ付床面積ノ増加ニ係ル登記ヲ為シタル

トキハ所有權ノ登記名義人又ハ其ノ相続人ハ命定ノ定ムル所ニ依リ床面積ノ増加部分ノ價格ノ千分ノ六ノ登録税ヲ納ムベシ」と、こうありますが、一体、登録税を納める時期はいつになるんで

しようか。仰せのように所有権の移転があればもちろんそのときに納める。しかし、相続のような場合には、一体いつ登録税を納めるのかという点がちよっとわかりにくいのですが、御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(平賀健太郎) この法律の
規定の趣旨によりまして、命令の定む
るところによるといふことに相なるわ
けで、その命令はこれは登録税法施行
規則、先ほど施行令と申しましたが、

これは古い勅令でございますので、登録税法施行規則という名称、明治三十二年勅令第二百五号でございますが、この登録税法施行規則を改正いたしますので、建物の所有者が、この床面積の

増加の登記がなされた後に、最終的に権利の登記を申請する際に納めなければならぬ、そういう趣旨の規定を置く予定で準備をいたしております。

○委員長（大川光三君）　ちょっとその

点、今棟和の登記をすることを意味するね、先ほどの説明ですと、床面積の増加があっても、所有権移転登記さしななければ何にも納める必要がないのだという御説明ですね、そうすると、

○政府委員(平賀健太君) 権利の登記
となりますと、これに職権ということと
は、いふことがあります。必ずしも

は、まず台帳がすでに改まっているところから、必ずしも台帳の書き直しは必要ない。必ずしも台帳の書き直しが必要ない。必ずしも台帳の書き直しが必要ない。

示と登記簿の表示は合わなくなっているわけでございます。であります。

ら、現行法でも権利関係の登記の申請を台帳に合わせなければならぬという規定が現行法では第四十九条の二にございいますが、まず所有権、たとえば所有権移転登記をします場合には、その

前提として、表示変更の登記地
 築の登記をまずしまして、その際に登
 録税を納めるわけでありませう。増
 築の登記をして、それから所有権移
 転登記をします。今までの行なひは、

帳登記をする。今度の新しい算では台帳と登記簿と一本になってしまいくすから、増築の登記はあらためてする必要はない。すでに増築の登記はできてしまつておりますから、この登録税

登録税を納めて、それから所有権移転登記をする、そこが一元化の一つのわらいでございまして、台帳のはかにあらためてまた増築の登記というものは

するに要しない。増徴の予定は、一八〇〇年
すんでしまつておりますから、ただ登録
税を納めるという関係だけが残る。
登録税を納めて、そして所有権移転登
記をする、そういうことになるわけで
あります。

なお、政令の規定も一応案ができておられますので読んでみます、なおおわかりやすいのじゃないかと思えますので。これは案でございますが、登録簿法施行規則の第三條の次に次の一条を

加えるということで、第三条の二とい
うことで、次のような規定を考えてお
るのでございます。『所有権ノ登記アル
建物ノ床面積ノ増加ニ係ル登記ニ付キ
ノ登録費ハ、其ノ登記後所有権ノ登記

名義人又ハ其ノ相続人ガ其ノ建物ニ付
初メテ權利ニ関スル登記ヲ申請スルト

キニ之ヲ納ムヘシ」増築の登記がされ、また後に権利に関する登記をする、そのときに納めなさいという規定でございいます。ですから、たとえば権利登記が五年先、十年先になりますと、そのときに増築の登録税を納めればいいというふうな規定があります。

○委員長(大川光三君) ちよつと関連して。たとえばそういう場合に、床面積の増加があつた、ところが権利の登記をする前にその家が焼失してしまふ、というところを予想すれば、結局登録額

は納めずに終わるという場合もありき
すね。

○政府委員(平賀健太君) その相続の
ときですか……。増築の登記をしませ
う。

と、相続登記をしますね、相続による所有権移転でございしますから、これも権利に関する登記で、相続による移転登記をします際に、やはり登録税を納めることになるわけでございします。

(一)滅失した場合と呼ぶ者あり)滅失の場合、これは納める必要はないということ。滅失は権利に関する登記ではないこと。滅失の場合には納める必要はないということになるわけである。

います。

○市川房枝君　今お話を伺いますと、登録税はすぐ納めなくてもいいわけですね、すけれども、その台帳が固定資産税のやりや台帳になるのですね、今度の

は。それは税金はやはりすぐ払わなければならぬのですね。

○政府委員(平賀健太君) これはやはり市町村の方で、現行法であります。

台帳をもとにして課税台帳といふ

ものができております。今度の新しい案では、登記簿をもとにしまして課税

台帳ができておることになります関係で、課税の基礎になるわけでありま

○高田なほ子君 私、もう一ぺん確認したいわけなんです、これは附則の第十條の条文を今読んで、またあなたの方が施行規則案なるものを読んで下さったわけですが、増築の登録税というの、登記の申請をした場合のそのあとに、何年たったあとでもいいから、必要が生じたときにだけ登録税を納めればよいということになるわけですか。そのまゝはおつといいていいわけですか、増築の場合に。

○政府委員(平賀健太君) 増築の場合、その増築の登記申請はすくなくちゃなりませんが、登録税はその後に権利関係の登記をする際に納めればよい、権利関係の登記をする必要がずっと永久に生じないにかりにしますと、建物が増失するまで権利関係の登記を申請する必要があることになれば、ついに納めずじまいで終わるということもあり得るわけでありま。

○高田なほ子君 その場合に、申請をしなかつたという理由で罰則の適用を受けることはありませんか。

○政府委員(平賀健太君) 権利の登記でありますから、申請の義務はないわけ、罰則はかかることは絶対にございませ。増築自体の登記は、申請義務がございませから、これは怠りますと罰則がかかります。

○委員(大川光三君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(大川光三君) 速記を始めて下さい。

○亀田得治君 いろいろ問題がたくさ

んありますが、二、三しばつてお尋ねします。

まず百五十八條の罰則の問題ですが、これはいろいろ議論もすでにされたことと思いますが、確実なる知識を有せざるにかかわらず保証をした、この刑罰法規としての処罰条件として、はなはだ不明確だと思ふのです、実際の場合に、立案者の方じゃそういう点を具体的にどういうふうに見て検討されたのか、詳細に説明を願ひたい。

○政府委員(平賀健太君) これは現行の保証書の制度を見ますと、自分が登記義務者の何の何がしだと言つてきた者が、はたしてその者がどうか知りもしないのに保証書が作られておる、はたして本人なりや否やということについての知識がないのかかわらず保証書が作られておるという実情が実はあるわけがございまして、それを防止しようというのがこの罰則のねらいでございませ。

なお、突込んで実情を申し上げますと、これは全部が全部そういうことではございませが、保証人の署名捺印のある用紙があらかじめできておりました、そしてそれに適当に登記義務者の名前を書き込んで保証書を作成するといふようなことも行なわれておるやに私聞いております、ですから保証人になった人は、登記義務者といふ本人に全然会ひも何もしない、もうほんとうに形式的に保証書が作られておる、そういう実情がかなりございませ、そのうちこの罰則の趣旨でございませ、やはりこういうふうにいましておきませんと、どうもはつきりその人が登記義務者本人だということについて

知識がないのかかわらず、間違ひなことを構成要件にいたしておきませんと、十分取り締まりができないうこと、こゝういふ表現にいたしたのでございませ。

○亀田得治君 その気持はわかりますが、それであれば、この登記義務者につき、全然またはほとんど知識を有しないにかかわらず、というふうにもやつてもならぬ、これだと非常に広いです、要件が非常に広い。だから全く知らぬ者に、ただ頼まれたから、ぼんと判を押してやつた、そういうものを防止したいという気持は十分わかりますから、それだけを生かすならば……どうもこれでは、少し範囲が広過ぎると思ふのですが、こんな広くする必要があると思ふのですが、どうでしょう。

○政府委員(平賀健太君) 亀田委員のお話の御趣旨にこの規定はなつておると思ふのですが……広過ぎるということはないと思ふのですが、いかがでございませうか。

○亀田得治君 だつて、「登記義務者ニ付キ確実ナル知識」と、こゝういふのですから、非常に登記義務者について詳しく知つてゐる人でないと判を押したらいかにぬぞというのであつて、實際問題として、刑事事件にされて取り調べる方から追及された場合です、非常な問題が起るのじゃないですか。たとえば登記義務者で相当社会的にも信用のある人だと、で、友人の關係だといふような場合です、これはばく然とそういうふう感じてゐるわけだ、その人が登記義務者なら間違ひないだらうといふことで、これは判を押すといふことは十分あり得るわけですね。だから、そういう場合にいろいろ突き詰めていくと、これが登記義務者であるのかないのか、なかなか民法上の議論にもなりませから、厳格なことを言へば、そうするとお前ははつきりしてゐないじゃないかといふことで、そういうものにまあばく然と判を押すことはおかしいじゃないか、こゝういふふうに出たら困るのじゃないですか、善意の人には。

○政府委員(平賀健太君) この「登記義務者ニ付キ確実ナル知識」といふのは、登記義務者の同一性について確実なる知識を知つてゐなければならぬといふことではもちろんないので、同一性についての認識がなければならぬといふ意味でございませ。でありますから、今、亀田委員のおっしゃるやうなことで、あの人だといふことで間違ひないといふことなら、同一性をはつきり知つてゐるわけでありませから、そういう場合に保証書を作りまして、この罰則に犯れるやうなことはな

いと思ひませうか。

○亀田得治君 私は、これはやはりそれは感じないのです、この文章だけからいませと……それなら登記義務者の同一性につきといふふうにやつてもえれば、これははつきりするのです。ただ、ばく然と大まかに「登記義務者ニ付キ確実ナル知識」と、こゝういふとね、ちよつと不明確になるのじゃないですか。あなたがこの法を運用されるわけではないから、この罰則の部分は。

○政府委員(平賀健太君) 要するに、これは登記義務者の人違ひないことを証明するわけでありませから、その登記義務者について、もう隅から隅まで詳細な点を知つておかなければならぬといふ趣旨でないことは、これは当然でございませ、こゝういふ表現になつておりませも、亀田委員のおっしゃるやうな趣旨、あるいは私が先ほど申しましたやうな趣旨に解釈することに

つては誤解の生ずる余地はないと私もは考へるのでございませ、いかがでございませうか。

○亀田得治君 これは、たとえば不動産の係争事件なんかよくありますね、そういう場合に、保証人が判を押しておつたといふやうな問題がその係争事件の中の一つの書類等に出てくる。たまたまその保証人がありますその登記義務者について知らぬで押してゐるやうだといふやうなことになるやうな、やはりその係争——争ひですから、相手方はそういうものをつかまえて告発する、こゝういふこともやはり起こりかねないです。やはり理論的にぎやうぎやう詰めていくと、これはやはりこゝういふ条文になつてゐる以上は、善意の人が迷惑を受けるという感じがするのです、なかなか不動産の係争といふのは深刻になりますから、相手方にちよつとでもそういう手落ち等があれば、やはりそれを問題にする。そういふことは、あなたのこの立法の趣旨じゃないでしようが、ないだけに、そういうことの心配されるやうな余地を残すことはどうもいかぬと思ふのです……もう少し要件を明確にすべきじゃないですか。登記所が自発的にそういう場合に好んでやると思われませんけれども、やはり利害対立してゐる相手方が、それを刑事問題

として押していく、こういうことになりまうと、理屈からすると、これはまた困った事態になる、同一性なら同一性ということにしておきまうとね……。そういうふうになりまうか。

○政府委員(平賀健太君) この規定の表現並びに第四十四条の規定から考えまして、ほんとうに善意の人が処罰されるというおそれはないと思うのでございますが……。この規定でいいのではないかと考えておりますが……。

○後藤義隆君 関連質問。今の第四十四条のこの保証書というのは、第四十四条を見ると「登記義務者ノ人達ナキコトヲ保証シタル書面ニ通テ添付スルコト」ただこれは登記義務者のためのそれがしに相違ないということ、人達いない証明だけですか、内容は一体何を証明、保証するのですか、それが非常に疑問なんです……。保証の内容が……。

○政府委員(平賀健太君) これは本人の同一性に相違ないという証明でございまして、今これは施行細則の方に保証書に記載すべき事項を規定しております。これは不動産登記法施行細則の四十六条でございまして「不動産登記法第四十四条ニ掲ケタル書面ニハ左ノ諸件ヲ記載シ保証人署名捺印スベシ」ということで「登記ヲ受クヘキ不動産ノ表示及ヒ登記ノ目的」、「登記義務者ノ人達ナキコト」これが二号にございまして、これが骨子でございまして「登記義務者ノ人達ナキコト」、本人の同一性の証明をいたすわけでありまう。

○後藤義隆君 その登記義務者の所有に相違ないということを、所有権の証

明までもするのですか、それとも所有権の証明はしないのですか。

○政府委員(平賀健太君) 所有権の証明はいたしません。

○後藤義隆君 証明という語弊があるが、保証ですね。

○政府委員(平賀健太君) 自分が登記義務者、普通は所有者であります、所有者だとして、自分が所有者の何の何がしである、その何の何がしに相違ないかということ、その人の所有権であるかということの証明をするわけにございませう。

○亀田得治君 保証書の内容からいいますと、そういうふうな説明になろうかと思うのですが、こういう罰則というの、これはなかなか珍しい罰則でしよう、刑罰規定としては。この故意、過失があつて、何か悪いことをしたと、そういうことじゃないでしよう。故意、過失ということは全然問題にならないでしよう、この際。

○政府委員(平賀健太君) いや全然問題にならないんじゃない、これは故意でございまして、この人が人達いないかどうか、確かにその人に違いないかどうか、確かにかつてよく知るかどうかということについてよく知らぬ、それにもかかわらず保証書を書く、保証書を書く意思で保証書を書けば、それが故意であります。故意犯であります。確実な知識を持たない、持たないのに保証書を書く、それがそのことについて自分で認識があればいいわけ、これは故意犯でございまして、過失犯というわけじゃない。

○亀田得治君 そういうことにならぬでしよう。普通刑法で言う故意というのは、客観的に考えられておる犯罪行為自体に対する認識を言っているわけ

です。だからこの際ですと、保証書を書くということ自体、これは何も犯罪行為でも何でもありません。それで事実の關係はそこに当たるわけでしょう。その主観的な要件としては、つまり保証書を書くことに、これはあなた意識して書くわけですから、それは何も故意じゃないでしよう、普通の刑法では。むしろそういうものを全然考えない形のこれは罰則ですね。ばく然と保証書を書くというやつはなんですか、だから普通の犯罪、刑罰の型と非常に違ふと思うんですね。ちよつとほかに例がないんじゃないですか。

○政府委員(平賀健太君) これと同じような刑罰規定がほかにはないことはもちろんでございますが、別に異例のものと思ひませう。要するに、人達いないことについて、その点はきつり知つていない、それから保証書を書くつもりで保証書を書いた、保証書を書くつもりがやはりこれは故意の一部なのでありまして、たとえば登記所に不出す不動産登記法の第四十四条の保証書ではない、ほかの書面だと思つて書けば、これは故意がないということになりますので、ほかの書面だと誤解して人達いないことの証明を書いた、登記所に不出すことを全然知らなかつたということになりますと、やはり故意がないということになりますので、あの保証書を書くんだというやはり認識がなければいけないんじゃないかと思ひ次第であります。

○亀田得治君 それはあなた、犯罪の場合における故意というものは、たとえば物を取る、これは取ること自体はもう犯罪の一つの型ですね。それに対する認識の問題でしよう、故意という

のは、ところがこの場合の事実關係というのは、ちよつと違いますよ。保証書を書くこと自体は何も決して差しかえないのですから。ただ書く人の主観的な状態だけを問題にして処罰するわけでしょう。そのことにさらに故意というものを付加することができまうか。

○政府委員(平賀健太君) 今申し上げましたように、やはりこれは不動産登記法第四十四条の保証書を書くんだという意識、認識がありませんと、これはやはり故意がないということになるのが当然と思ひます。たとえばほかの役所に不出す証明書だと思つておつた、あるいはまたそう信じておつたのなら、これは故意はないことになるわけでありまう。犯罪は構成しないと言わざるを得ないんじゃないかと思ひますが、いかがでございませうか。

○亀田得治君 それはあなたのおっしゃるような、そんな簡単なことにはいかないですよ。相当疑問がある。こんな刑罰——まあ科料とかほかの処罰ならなんですが、一年以下の懲役といふたような非常に重い罪が出てくるわけですからね。ほかの役所に不出す文書で、こういうことがあつたからといって、こういう処罰が一般的に行なわれていることはない。それは登記は重要で、決してほんやり保証書を書いちゃいかぬということは、それは当然なことですが、それがほかの場合にないに比べて、それをすぐばつとこういう相当重い刑罰で処理するということ、はどうも行き過ぎなような感じがするのですかね。こんな新しい型の処罰をする場合には、私はやはり法制審議会の刑事部会等にかけて論議してはし

いと思ひます。これはあなたの先ほどの立法の趣旨からいっても、もう少し要件を明確にしても、ちよつと差しかえないと思ひます。それならば僕は一応了解してもいいと思ひますが、これではどうも不動産問題で相互に係争が始まつたりして、そうして善意でこの保証なんかしている人が今度は思ひやうな告発などをされて、とばかりを受ける、そういうふうなこともあり得ると思ひます。保証といふものをそうばつとしたことでやつておること自体がいかにぬのだ、あなたの方ではそうおっしゃるものも、ぬが、しかし、現在保証といふものは大体ほんやりと押す場合が多いのですよ、ただ名前だけ信用するとかいふことでね。その社会的実情がずつと改められてきて、その上でならばこれは過酷だとは思ひやうかもしれぬけれども、今の状態で、そういう新しい型の処罰の方法、これではどうも強過ぎる。

○政府委員(平賀健太君) 見解の相違になるかもしれませんが、要するに、ごく端的に申しますと、ある人が自分は何のなにがしであると言つてきた、よく実は知らないのだけれども、本人がああ言つてゐるのだから間違いないだろうというふうな、あやふやなことだ保証書を書いてはいけませんぞということです。それを法律の規定に表現いたしますと、こういうことにならうと思ひます。ところが、どうも亀田委員のおっしゃる御趣旨とあまり法律の規定の趣旨が違ふようには考えられぬのでございまして、いかがでございませうか。

○亀田得治君 それはあやふやなこと

で保証をしてはなりません、その意味はわかります。また、そういうふうな社会全体を徐々に指導もしていかなければいけません。だけれども、いきなりぱつとこういう刑罰でやるのが妥当であるかどうか、それは非常に疑問があるのです。まあ見解の相違になるかもしれぬから、質問はこの程度にしておきますがね。

○委員長(大川光三君) 関連してですが、私もその注意を聞いておきたい。結局確実なる知識を有せざるにかかわらず保証したものは刑罰に処すですね。ところが、なるほど確実な知識はないが、人違いでなかった場合にもこれは罰するのですか。問題はそこなんです。知識はないけれども、保証した人が偶然に本人であったという場合にも罰しようというのが法意でしょうか、それを伺いましょう。

○政府委員(平賀健太君) これは構成要件としては、たまたまよく知らないが保証書を書いてやったら、事実と相違していなかったというふうな場合にも罰則がかかる建前になっております、構成要件としては。

○委員長(大川光三君) それは非常に念を入れたという意味においては、いいですけれども、先ほど亀田委員の質疑のように、純法律論を考えてみると、おかしい。人が違ってもかかわらず、この人はその人でありまうと云うときに初めて虚偽の証明がある。故意があると私は思うのです。純粋の理論からいくと、これは人が違ふんです。その違ふのに、それを知りながらこれは大川光三であるということを証明することがいわれる故意の証明であると私は思うのです。ただ単に、認識

が十分でないのに、証明した、しかも、たまたまその人が本人であった、人違いでないという結果が出たのに、それでやはり処罰をするのだということ、これは非常に念を入れ過ぎたことでは、まあ伝家の宝刀として残されたのはよろしいですけれども、こんなものを乱用されてはたまったものではないと思いますが、いかがでありますか。

○政府委員(平賀健太君) それはごもっともでございますが、ほんとうのねらいは、間違った虚偽の保証を処罰すればよろしいわけでありまして、虚偽の保証をなした者はといたしまして、実際取り締まりをする場合には、本人がほんとうに誠意を込めて私は絶対間違いないと思っておりましたというところになってまいりますと、もう故意がないということになるのでございませう。取り締まりができません。また、本人があんなに言うんだからもう絶対間違いないと確信いたしました保証いたしましたという事になると、これは故意があるとは言えないと私は思うのであります。結局、取り締まりができません。絶対間違いないと思ってお保証いたしましたということになりますれば、まあそれは処罰できない。もうかりに虚偽の保証をなした場合でも全部処罰ができないということになって、この罰則の規定は有名無実になるという実際の結果になってしまうわけでございます。そういう関係で、まあこういう表現になったのでございます。

からといって、有名無実にはなると思わないのです。それはあなた、ほかの人からの話しがあって、確実にそうだと思っておった人があれば、それはあなた、そんなものを処罰するのは酷です、現在の社会常識において。保証という問題に對する社会通念から見て、そんな者は逃げたって仕方がないじゃないですか。それと、いやそれはただ口先だけで、そういう言いのがれを言うているのかどうか。それはあなたよく調べるべき立場の人が調べたらいい。そんな、できるだけひつくりやすいようにしておくといったような角度で刑罰法規は作るべきではないと思えます。これは不動産登記法の一部改正の法律案の中で出てきて、そうして一番終わりの方にくついているから目立たぬでなければ、それはあなた、処罰法規の中の問題をまあ変えるんだとか、あるいは新設するんだとかというふうな形で出してごらん下さい。これはあなた刑法の専門家だとして相当な問題を出してくる事柄だと私は感じておるのです。今、民事局長がおっしゃったような、そんなあなた乱暴なことでは刑罰法規はどことも作っておらぬです。それは場合によつちや逃げる者が多少は出て仕方がないかもしれないが、しかし善意にやっている人に迷惑のかかるような刑罰法規の作り方は避けなければならぬ。これは、まあ私があなたに言うまでもなく、常識です。その観点からいくと、どうも私はふに落ちない。まあこのくらいにしておきますがね。

もう一つは、せんだって参考人の方にだいたいお聞きした点ですが、今度の法改正で、表題部なり権利の登記の部分です、こういう点の法的な性格と分りますね、これも質疑があったと思います。非常に大事な点だし、私は今後やはり不動産登記についてのいろいろな学説なりまた取り扱い例等が出てくるその出発点になるものだと思うから、念を押しておきたいのです。が、現在の台帳制度あるいはこの現在の不動産登記、それがそのまゝその性格を持ってこの新しい一冊の登記簿の中へ移ってくるのであるか、はつきりそういうふうにお考えになっているのかどうか。その点を詳しく説明してはしい、あなたの考えを。

○政府委員(平賀健太君) この改正法のもとにおける登記簿の表題部の法的性格いかん、こういうことになりました。これは現在の登記簿の表題部と法的性格は違ひがあるわけじゃないのでございまして、その不動産を確定する作用をいたします。不動産の現況を把握するといふ性格を持っています。これは同じでございますが、そういう現在の不動産登記簿の表題部というのは、申請主義によつておまして、常時不動産の現況を把握するといふ仕組みになつていないので、その点は台帳の制度をこちらへ移して参りまして、登記申請の義務を課する。職権でも登記はできるということにいたしました。これは、法的性格いかんといふと、これは現在の登記簿の表題部も今度の新しい登記簿の表題部も性格は変わったものではなかつたと私は考えます。

○亀田得治君 これはまああなたが考へるにしても非常にむづかしい問題があると思いますが、せんだつてのとえれば今度の改正に賛成意見を述べられておられた加藤教授の意見でも、この新しい登記簿の表題、これは現在の台帳の性格を持ったものである。そういうふうにおっしゃっております。それから反対意見の伊藤教授も、その点については大体同じような考え方のように私は聞いております。今あなたの説明を聞きますと、何かこう現在の登記簿の表題部と大して変わらぬのだ、そこへただ台帳の性格が多少移るだけなんだというふうな御説明のようですね、私はどうもそれを心配して、この間、加藤教授にも聞いたんです。加藤教授は、権利の部分と表題部の部分はこれは違ふんだ。表題部の部分は現在の台帳が移つていく。権利の部分は現在の登記簿のその性格というもので、それに對して、それは言うが、二つの帳簿が一つの帳簿になつてしまえば、やはり何かそこに法的な性格上の混淆といふものもまた考えられるんじゃないか、そういうことを考えられるんなら考えられると、はつきり言つたらいいし、いやそうでない、さい然とこれは区別されていくべきものだ、どっちなのかというところでお聞きした、やはり再度これはもう別なものだ、こういうふうにおっしゃつておるんです。あなたが今その点の説明が非常に不明確ですが、理論的には、やはりそういう点あまりどうもはつきりしていないのじゃないですか、あなた自身。

○政府委員(平賀健太君) この登記簿の表題部の法的効力いかん、登記簿の表題部は何だといふ権利の客体である不動産を表示するものであると云うことにおいては、現行法の登記簿の表題部と改正法の表題部も同じこととでございます。ただ、現行法の表題部とい

うものは職権主義がとられておりませ
んし、所有者の申請を待つて登記をす
るという建前でありましたために、常時
不動産の現況というものをそこに反映
してない。それを反映しておるのはむ
しろ台帳でありました。ですから、ま
あ法的性格いかんといえ、権利の客
体はそこに表示されておることとい
うこと、台帳が表題部にとつてかわつた
という意味で、台帳と同じなんだ、改
正法のもとにおける登記簿の表題部と
いうのは、実質的には台帳がそのま
まここへきたのだと書いていいと思
うでございます。ですから職権主義がと
られておる点、所有者に申請義務が課
せられておる点、申請を懈怠しますと罰
則が適用せられる点、常時不動産の現
況というものがそこに反映される仕組
みになっておる点等、そういうものを
とらえますと、これはまさしく台帳と
同じだと言つていいわけでありませ
す。ですから、まあそれはどう表現すか
という問題だろうと思つていますが、法
性格いかんといえ、権利の客体を表
示しておるものと、そういうふうな
抽象的に言つてしまえば、今の登記簿
の表題部も改正法の表題部も、その点
では変わりはない、こういうことも言
えると思つておられます。

○亀田得治君 だからそういう不明確
な説明をされまうと、そういうことが
やはり今後の禍根になっていきます。
どこにも定説がないわけですから、提
案をされる方自身がどうもはつきりし
た説明をされない。それはあなた権利
の客体という立場から見れば両方一緒
だといふふなことを今おっしゃるわ
けですけれども、しかし、現在の登記

簿の表題部にもこれは権利の客体とい
うものは一応書いてあるわけですが、
でも、しかし、これは相当意味が違
うでしょう。今あなた自身も多少おつ
ちやつたように、今度やろうとする権
利の客体の表示と、表示の仕方と違
うし、それからこの法律の立場から考
えておる考え方も違つておる。だから
それはやはり従来のような表題部じゃ
ないんだ、はつきりとしたやう違つた
性格の……まあ権利の客体であるこ
とは間違いない、客体を表わすもので
あることは。しかし、従来のやつは客
体だけでなく不正確だし、本人の申請
等によつてやるんだし、第一いづゆる
のあと部分ですね、実質的な権利の部
分が主で、いわゆる表題部といふの
は、それは当然だちよとくつとい
ておるだけですが、何でも見出しがな
ければ困るから一番初めに表示を
ある、それだけのものですよ、台帳と
いうような厳格な客体の把握という立
場から言つたら……。だから同じく客
体なんだというやうなことで、そんな
ごまかしでもらつちや困るのです。だ
からはっきりこれは一つ公法的なもの
がここに一つ一番初めに載つて、あと
の方は従来の登記制度と同じ立場に立
脚したものだ、こういうふうにい
切れるかどうか、あとの方も。

○政府委員(平賀健太君) 前回の参考
人の御意見を聞いておりますと、公
法、私法ごっちゃになつておるやうな
御意見もあつたやうであります。私
どもどうもその点がよくわからないの
で、表題部は公法で、甲区、乙区は私
法だという区別ができるかどうか、私
ども非常に疑問に思つてございま
す、それは利用という点から申しま

と、表題部はこれは私権の客体をそこ
で表示されておるといふ点からい
ますと、私権とは決して無関係のもの
じゃない、その意味では私法的なもの
である。それから甲区、乙区をとりま
すと、甲区には所有者の所有権の表示
がありまして、固定資産税なんかの関
係では甲区に所有者として記載されて
おる者にその固定資産税がかつてく
るわけで、税法の面でも甲区が利用さ
れております。それから乙区は百年
以上の存続権を定めた地上権などとい
うものは、その地上権者に固定資産税
がかつてくる。これは乙区にも地上
権の登記がされるわけで、なるほど私
権の登記をされておるわけでも、
公法関係の面でもこれは利用されてお
るわけでございます。そういう点
からいいますと、甲区、乙区といえど
も公法と無関係ではない。ただ私権を
表示しておる所有権、質権、抵当権と
いうものがそこに登記されておるとい
うことではございませうが、公法関係と
は全然無関係ではない。それから表題
部にしましてもこれは所有権なり地上
権なりという場合に、そういう権利の
客体たる不動産が必ずそこに表示され
ておるといふことに着目いたします
と、これはやはり私法的なものである。
私法と密接な関係どころではない、や
はり私法上の権利の根幹をなすものだ
とも言えるわけでありませう。

それから、さらに不動産登記制度と
いふものを全体を見ますと、これはなる
ほど私権あるいは公法上の権利関係で
も関係がございませうが、そういう私権
を反映するものだといふことではござ
いませうけれども、不動産登記制度自体
というものは、これはやはり国家の制

度なわけでございます。むしろ不動産
登記法という法律は、一体公法なりや
私法なりやといふことから、いきま
すと、これは登記所の職務権限なんかも
規定してある規定がたくさんあるわけ
でございます。そういう点は、これは
公法的だとも言えないことはい
ます。ですから、まあ亀田先生にこうい
うことを申し上げるのはほんとうに蛇足で
ございませうけれども、公法、私法の混
淆であるといふやうな考え方は、私
どもにはどうものみこめな。ましてい
わんや、公法、私法の混淆であるから
おかしといふたやうな議論が一体ど
うして出てくるのか、どうも私どもに
はのみこめない次第でございます。

○亀田得治君 いや、何も混淆して
おるからおかしといふのは申し上げて
おるのではないのです。どういふふう
に見ておるのかといふことを確かめて
おきませうとね。これは、今度の国会に
おける質疑といふものは、やはり法律
学者にとつてもこれは相當な参考にな
つて、いろいろまた理論構成等も発
展するわけですよ。ただその点が不明
確だからはっきりさしてくれと言つて
おるだけなんです。ただ、今のやうな
局長の説明ですと、たとえば台帳とい
うものは公法的なものだと普通にこれ
はいわれておる。だけれども、今度の
新しい登記の表題部だけではなしに、
今の台帳自体があなたのような見方を
すれば、公法私法がわからぬやうに
なつてくる。それから現在の登記簿自
体がそういうことも言えるわけですよ。
だから、まあそういう特に私は
持つて回つての説明ではなしに、ただ
普通公法的、私法的とこ言つておる
ので、ただその言葉を使つただけなん

でね、こつちの言葉をあまり持つて回
らぬやうにしてやつてほしいと思
ふ。素直に……

台帳の關係はその程度にして、今度
は現実の登記の部分ですね。この点
は、現在の不動産登記法における一つ
の原則といふものがあります。性
格、考え方というものがあつたが、
そのまゝのものだと。権利の登記の部
分は、そういうふうな考へておられ
ますか。

○政府委員(平賀健太君) 権利関係の
登記におきましては、御承知の通り申
請主義が建前でございますが、この現
行法の申請主義は、改正法でもそのま
ま維持されておるわけでございます。
変更はございませぬ。

○亀田得治君 申請主義以外の点につ
いても同じ——まあ多少技術的なこと
は変わつておるかもしれませんが、そう
いふことは抜きにして、考え方なり原則
といふものは変えていない、こういう
ことをはっきり言えますか。

○政府委員(平賀健太君) 従来の権利
の登記について若干不備がございま
したのを改めたほかは、ただいま仰せ
の原則は、全然変わつておりませぬ。

○亀田得治君 そうすると、例の、き
う高田さんからも再三質問もあり、せ
んだつてもあつたわけですが、増築に
関する取り扱ひですね、従来と多少変
わりますね、多少変わるといふか、職
権主義が多少入つてくる、そういうこ
とがあつても、権利の部分の法的性格
といふものは変わらないものであると
いふやうな見方ですか。

○政府委員(平賀健太君) その通りで
あります。

○亀田得治君 それでは、そういうふ

○政府委員(平賀健太君) 権利関係の
登記におきましては、御承知の通り申
請主義が建前でございますが、この現
行法の申請主義は、改正法でもそのま
ま維持されておるわけでございます。
変更はございませぬ。

○亀田得治君 申請主義以外の点につ
いても同じ——まあ多少技術的なこと
は変わつておるかもしれませんが、そう
いふことは抜きにして、考え方なり原則
といふものは変えていない、こういう
ことをはっきり言えますか。

○政府委員(平賀健太君) 従来の権利
の登記について若干不備がございま
したのを改めたほかは、ただいま仰せ
の原則は、全然変わつておりませぬ。

○亀田得治君 そうすると、例の、き
う高田さんからも再三質問もあり、せ
んだつてもあつたわけですが、増築に
関する取り扱ひですね、従来と多少変
わりますね、多少変わるといふか、職
権主義が多少入つてくる、そういうこ
とがあつても、権利の部分の法的性格
といふものは変わらないものであると
いふやうな見方ですか。

○政府委員(平賀健太君) その通りで
あります。

○亀田得治君 それでは、そういうふ

うに聞いておきましょう。

○委員長(大川光三君) それでは午前中の質疑はこの程度にとどめまして、午後一時四十分まで休憩いたします。

午後二時二分休憩

午後二時二分開会

○委員長(大川光三君) たいいから法務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を続行いたします。御質疑のある方は御発言をお願いします。

○亀田得治君 罰則の点。休憩中にも多少仲間で議論をしてみたのだが、二、三なお納得いかぬわけですが、一つは、ある人が登記義務者でないということを確実な証明をしてみたいというわけがありますね。これは一番悪質ですわね。これは私文書の無形偽造というやつになるわけですね。これは現行刑法では、医者などがやる場合のほかは、刑法から除外されているわけですが、だから、この条文の書き方だと、一番悪質なやつがむしろ逃げてしまうことになる。そのつり合いという点はどういうふうになるのか。その一番悪質なやつが刑法にひかかるならいけれども、刑法ではひっかからない。だから、そういう面でもこの百五十八条というものは、もうちょっと検討すべきなんじゃないかと思う。悪いやつを確実につかんで、そして善意なやつまではひっかからぬようにしてやる、これが私は罰則の大原則だと思うのですが。その点、どういうふうにお考えですか。

○政府委員(平賀健太君) 人違いでないということについて確実な知識を持たないにかかわらずという場合であり

ますから、そういう場合はもちろん百五十八条に触れると解釈すべきものだと思うのであります。

○亀田得治君 いや、人違いであるというのをはつきりと知っているのです。確実な知識を持っているのです。私の言うのは、それは、刑法で言うたら、私文書の無形偽造と普通いわれているやつだ。ところが、私文書の無形偽造罪は、刑法では医師がそういうことをやった場合とか、特定の場合にしか処罰されていなくて、なんでもこれは明らかにこの百五十八条よりは悪質なやつなんだ。そっちの方が逃げておるのに、うっかり判を押すというつり合いがとれないという点を私はお聞きしたい。それは百五十八条に入りませんよ、あなたどうおっしゃって

○政府委員(平賀健太君) この百五十八条は、先刻申し上げましたように、人違いでないということについて確実な知識を持たないということであり、それから、人違いであることを知っておれば、もちろんこの中に入ると解釈すべきものだと思います。

○亀田得治君 まあ休憩中に私は多少疑問があったから、その点は法制局長の意見等も聞いたのですが、そういう場合に、もちろん解釈というわけにはそれはいくまいと思う。刑法上は、私文書の無形偽造というものは、どういう場合に処罰されるかということを明記してある。百五十八条を設けることによってそういうものまで、もちろん入るといふようなことは、これは出てこぬのですよ。それはうっかりして

○政府委員(平賀健太君) それはうっかりしておるじゃ決してございませぬ。人違いであるかどうかよくわからぬ、あやふやな、まあ多分、間違いないだろうと言ふから間違いないだろうというところで保証書を作る場合でも罰則で取り締まりませんと、この罰則が目的を達しませぬ関係で、そういう場合でも含めるといふことで、こういう表現になったわけでありませぬ。仰せの場合は、まさしくこれは典型的な私文書の無形偽造になるわけございませぬ。これは御承知の通り刑法に罰則がないわけございませぬ。そういう場合も百五十八条に含まれるという解釈で百五十八条の条文を作ったのでございませぬ。

○亀田得治君 この点は見解の違いとかということではないので、多少無理があると思います。それで、百五十八条はそういうものも含めるといふのであれば、やはり登記義務者の同一性につき、違っているという点につき明確に知っておるにもかかわらず、一種の偽造罪なんですから、私文書の無形偽造に当たるのですから、そういう表現でなければ、これはどうしても無理です、その点は。だから、私はその点ではきつく明確にしてほしい。

それからもう一つは、「確実ナル知識」というのは、どうも直接本人を知らないで、相当信頼に足る人が、こういう事情だから保証してやってくれと言われたような場合に、善意の人に非常な迷惑を日本の実情では及ぼす、そういうことをなくするには、これは私見ですが、「確実ナル知識」といふのを多少ゆるめて、信頼すべき確実なる根拠を有せざるにかかわらず、こ

いうふうにしてもらえば、中には、直接本人は知らぬが、間接に信頼すべきこういう人が実は話して、こういう事情だったのだからと、そういう気の毒な人まで処罰の対象にするということにはならぬわけですね。だから、これは一つ、質疑終了後でも、多少意見の交換をさせてもらいたいと思います。

それから今度四十四条の二で、せんだってから問題になっておる保証書の問題について義務者に事前通知をすることになっておるわけですが、事前通知をしてその返事が義務者からきて初めて登記することになるわけですね。その通知がくるおと、結局登記ができない。延びることになるわけでしょう。だからそういうことになつておれば、間違つた保証書が登記所にもし出されておれば、それは本人に通知するわけですから、大体その過程で暴露しちゃうわね。私はそういう押え方一つの方法だと思ふのです。その点についての批判的な意見は若干あります、それはあまり厳し過ぎるのじゃないかという。しかし、その批判的な意見に耳をかされて、それをゆるめるのならこれはまた別だ。そうでなしに、その点は、それはきちっとやっていくのだというところなら、百五十八条のような罰則はちよつとき過ぎるのじゃないか、しかも内容的には、先ほど申し上げたような専門的に見て多少問題があるのですから、大部分事前に発見できる仕組みを作ろうというわけなのですから、その建前を維持される以上は、この罰則はその面から多少——一ぺんにそこまでやるのは強過ぎるのじゃないか。四十四条の二のようなことをやっても、なおかつ

実効が上がらないというところで一つの罰則を設けていく、これも一つの順序だろうと思ひますがね。その点はどういう工合にお考えですか。

○政府委員(平賀健太君) 四十四条の二を設け、なおかつ百五十八条の罰則を設けましたのは、前回でございまして、前々回でございまして、ある申し上げましたように、権利関係の登記におきましては形式審査主義をとっておりまして、はたして登記義務者として登記を申請しておるものが真実の権利者なりやいなや、それから権利関係の変動が実際あったのかどうかという実質の審査権が登記官吏には与えられておりませぬ関係で、現在のような保証書の制度をそのまま置いておきますと、その実質の運用の実情にかんがみまして、虚偽の登記というのを防止するにきわめて不完全である。しかも戦後は戦前に比しまして虚偽の登記がむしろ増加するような傾向にあるおそれからでございますので、この登記済み証がない場合の登記申請は厳格にする必要があるということ、四十四条の二を設け、さらにこの罰則を設けたのでございませぬが、四十四条の二に事前通知の方法が講ぜられておるのだから、まあ保証人がいかにげん保証書を作っても、相手は確かにその人に間違いない、本人に間違いないということをよく知らないにかかわらず、まあ大丈夫だろうぐらいのことで保証書を作るといふようなことを許してもいいということには相ならぬだろう、保証書は要するに人違いなきことを保証しますということでありませぬから、人違いであることをはつきり知っており、あるいは人違いかもしれぬという

任、以上であります。

可能性があるのに、漫然と保証書を出すというものが本来許されてしかるべきものではないのでありまして、四十四条の二がありまして、なおかつ百五十八条の必要があるのではないかと、本来から申しますと、現行法のもとにおきまして、この保証人の虚偽の保証——虚偽とまでいかなくても、あやふやなことでは保証書を出す場合に對しまして罰則の規定がなかったのは、むしろ不備だと言つてもしかるべきことではないかと思つてあります。それから、これはこういう考え方もあるいは出てくるかと思つてあります。罰則があれば、もう四十四条の二のような、ああいうめんどろなことをしなくてもいいじゃないかと、こういう意見もあり得ると思つてございいますが、またそうなりますと、この罰則だけでは、これの虚偽の登記がなされた後にこの罰則が現実の問題としては発動してくるようになるわけにございまず。これはやはりあとの祭になるわけで、やはりどうしても四十四条の二という規定が要るのではないかと考へられるのでございまず。そういうわけで事前通知というものと、この罰則の規定、両者が、権利の登記におきましては形式審査権しか与えられていない登記官吏がします登記につきまして、できる限り真正を確保したいというためには、この二つの制度が必要ではないかと私もとしては考へておる次第でございまず。

○委員長(大川光三君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日付、辻武壽君辞任、石田次男君選任、江田三郎君辞任、片岡文重君選

○龜田得治君 ただいまの答弁では、あまりはつきりとした必要性がない、本来そんな間違つたことをやるやつはけしからぬのだと、そういう考え方に立つておるのであつて、それは間違つたことをだれも認めてゐるわけじゃないのでしてね、大部分のこれが、たといそういういたずらをするものが出て、被害が起ころぬようにとめれるという制度を一方で作ろうとする以上は、やりその制度でしっかり取組んでみる。これが大事じゃないか、こう私は申し上げてゐるので、それで、こ

とに四十四条の二では、ただ通知だけじゃなしに登記義務者が登記官吏の方に間違いないといふことを言うてくることになつてゐるわけでしょう。通知のしつぱなしじゃないのだ。だからそこまで明確な手続を踏まそうとしておるわけですからね、私はこの罰則を設けることはもつと慎重であつていいと思ふし、やむを得ず設けるとしても、もう少し内容的には慎重なものでなければならぬと、こういうわけなんですから、多少同じことを繰り返すようにならぬから、この程度にしておいて、あとからこれは一つ御相談を願ひたいと思ひます。

もう一つこの法案に関連して多少お聞きしておきたいと思ひますが、それは、今度の一元化の作業をするに對しての法務局側の受け入れ態勢の問題です。これは相當他の委員の方々から申すでにこまかい点について御質疑があつたようですが、重複は避けたいと思ひますが、その前に、この法務局の職員が、こういうめんどろな

ものが起つてくる以前に、もうすでに非常に悪い状態にあるのですね。こういう点を、民事局長として平素からどういふふうにお考へておるのか、もつと具体的にいうと、これは、われわれは法務局の人から、ときには聞かされることですが、以前は登記の仕事は裁判所でした、それが、その後裁判所から分離して現在のようになつた。裁判所にあるところは、裁判所の職員の皆さんとやはり大体均衡をとつた待遇というものが与えられておつた。ところがそれが分離したわけですね。分離後は事実上だんだん待遇が下つてきてゐるのですね。そういう点等が、ただこの制度の変更によつて、本来与えらるべきはずのものが与えられなかつた。これはもう根本的な不満です。しかも仕事の内容は、裁判所の職員の方であれば、一方では例の裁判官がいて、裁判官と書記官の仕事などが法律上区別された点もあるわけですが、これはむづかしい問題もあるわけですね、しかし書記官のほうに一応そういう裁判官というものがいて、何かむづかしい問題があれば、これは判事さんこれはどういうことですかくらいは聞いたりできる立場にある。ところが、これが分離された後の法務局の職員というものは、登記を扱うとか、こういうたような問題、これは扱うその本人が責任をもつて処理していかねばならぬ問題なんですね。だからそういう意味で責任なんかも非常に過重されてゐるのですよ、實際は。そして待遇がずっと開いてきつてゐる。これはもう根本的にみんな不満を持つてゐるのですよ。そこへもつてきて、この前にお聞きしたところに

よると、昭和二十六、七年ごろには、大体一日の基準量は八件に對して七件というのだから、まあまあという仕事の分量です。八件に對して一日七件だから、休み時間とか……。それから八件というのはずと詰めてやる計算です。それから、それから全国の職場をとつてみて、どうしたつて中にはあく時間というものができるわけですから、七件くらいで私はまあまあというところだと思ふ。それがその後現在では三倍以上になつてゐる。その点の改善がない。今度の一元化に對しては、いろいろ御質疑があつたような予算措置等をあなたの方でやしてゐる、こ

う言うわけですね、ゆつくりしてゐるの、それだけの予算措置をして、それでこれで頼む、こ

ういうのなら、これは多少予算の不足とか、そういう問題は一方にはありますけれども、そういうことは抜きにしても、多少感じが違ふ。ところが、全く飽和状態になつてゐるのですよ。体力的にも精神的にも……。そういう状態をほつたら

おいて、そうしてこゝで国民の権利義務に非常に重要な関係のある、また法律学者から見ても相當問題のある仕事をここにぶち込んでくるわけだ。これは、私はあるべき姿じゃないと思ふのですが、根本的な待遇なり件数の問題、結局は増員ですね。人をふやさなければどうにもなりません。増員とそれからいろいろな設備です。機械設備。一々書くの、ばつと簡単に写せるようにするとか、そういうたようなものの体制をほんとうに整へることをやらぬで、多少予算をもつてきたから、さあその上へこれを積んでやれという格好では、うまくないように思

ふのですが、それは局長はそういうことをどういふふうにご心配されておるか。根本的な問題から一ぺん、ちょっと関連してくるものですか、お聞かせを願ひたいと思ふのです。

○政府委員(平賀健太君) 登記所の職員の待遇の改善といふことは、私も切にこれを願つておるところでございしますが、各省の職員と同じく、登記所の職員もやはり国家公務員——行政職——ということになつておりまして、他の各省の同様の職員と別に、登記所の職員だけを優遇しろと言ふわけにもいきませんので、それは待遇改善という公務員共通の問題として、私も今後努力していきたいと思つておるのでございまず。

それからなお、この登記所職員の待遇の改善は、この一元化とは別に、これと並行して、今後あらゆる努力をしていきたいと思つておる次第であります。

○龜田得治君 まあその「あらゆる努力」ですがね、實際このせんだつての御答弁もありましたように、これは現在の社会の趨勢として、毎年相當数のパーセンテージでふえていくわけですね。だんだん人員不足の開きが大きくなつていく。これは「あらゆる努力」の程度では全くだめなんですな。具体的に、こ

ておつておくれるものですから、ああいう特殊な登記になると四年も五年もおくれているやつがあるのです。解放が農地委員会で決定してしまつて、一切のほかの手続は終わつてゐるのに、あまりひどいのは陳情等あつたりして、法務局に注意しますと、それはやつてくれますよ。が、しかし、それは決して怠けてはつたらかしてあるのだから、こつちをやるかわりにはかがどこかおくらされて迷惑を受けているところがあるに違ひない。それは民事局長がおそらう一番知つてゐるところだと思ふのですがね。法務関係というとなつて、まず裁判所、檢察庁というのは、こういう順序で常識的にくるわけですよ。この法務局といつたら、どうしても一番あつたになってしまうのです。どういうのか知れぬけれども、そういうのは全くこれは実情に合わないで、それだけでその考えを改められぬ以上は、この状態というものはもっととつとひどくなりますよ。これは「あらゆる努力」じゃなしに、一体どこをどういふふうにしようとしているのか、そのあなたの考へておる理想案——どうも大蔵省がのむ可能性のあるようなものとはあまり違ふものだから、うっかりも言えないのじゃというふことじゃなしに——どんなことを考へておるのか。何も考へないで民事局長がぼんやりしておられるはずがない。構想だけでもいいから、はっきりしてほしい。そのの構想だけでもはっきりさせてもらえば、これまた法務局の職員でもまた考へ方、感じ方が違つてくる。「あらゆる努力」ではだめですよ、どうですか。

○政府委員(平賀健太君) 給与改善

は、ひとり登記所職員の問題だけではなく、政府職員全般の給与制度に関するところでございますので、その一環として待遇の改善ということをはからなくてはならぬわけで、民事局だけでどうというわけに参らぬわけでございますが、その他の点におきましては、たとえ一元化の超過勤務の予算は私どもも従来の実績に見まして、かなり有利になっておると思うのでございまして、その他の事務の超過勤務手当が、これが必ずしも私どもとしては十分でないと思っておりますので、一般の超過勤務手当の予算の増額、それから出張所におきましますところの宿日直手当の増額、あるいはいわゆる出張所の増し切り費の増額、それからなお裁判所検察庁なんかに比べますと、公務員宿舎が法務局の關係では非常に不足をいたしております。宿舍の新営にいたしまして、民事局だけで可能な限りきまして及ばずながら努力をいたしてきておるわけでございまして、今後ともこの努力を続けていきたいと思います。○亀田得治君 民事局關係のようなどとはとてもだめですわ、これは。で、要求したいのは、今あなたは給与のベースの關係等に主として話を向けられたけれども、それは個人々々の給与額もこれは大事なんですが、第一人数ですよ。頭数が足らぬのだから、これはだれが見てもはなはだしく、朝から晩までずっと書きづめにやっておって、それが三倍になっておるのだから、だからそうでもいかぬという量の中で、必ずそれは一日八件という基準量量以上に無理しているに違いないので

す。こんな仕事ぶりというのはあるものじゃないですよ。だからこれは個人の給与のほかに、人数という問題は絶対的な問題になってきているのです。それを抜本的に考えてもらわなければいけないのです。仕事量と人数というものははっきりしておるのですから、幾ら大蔵大臣が金を出し渋るということ、計算してちゃんとこの人数と仕事量というものが合わぬければ、これは仕方がないのですから、これはこつちが要求するのはあたりまえでしょう。こんなことは決していい加減なことではない。いろいろな補助金を取るとか取らぬとか、そういうような問題と全然違ふのですからね。もつとはっきり出してもらいたい。

それからもう一つは、やはりなるほど給与なり待遇をよくするのは法務局員の役人だけを特別に云々ということ、これは無理でしょう、やはり全体のつり合いということを当然これは考えなければならぬ。しかしその場合にも、同じような仕事をやっている役人が官庁の違ひによつてはなほ大きく待遇が違ふ、こういうことはやはり納得できないわけなんです。だから事實上、この法務局の職員というものは、以前に裁判所にいたわけですが、それから裁判所の職員の方は一般の職員と違ふのであれば、その違ひぐらゐは仕事の内容はむしろ裁判所から分離されることによつて責任関係なんかから重なるのですから、法務局の方の職員は、だからそれは当然待遇の方は同じようにやはり扱つていってやるべきですよ。個々の一人々々の問題じゃないに、根本的な不満を私は代弁しておると思う。これは筋の通つた不満で

す。そういうふうにおやりになる考えはないですか。

○政府委員(平賀備太君) ただいまの御意見、非常に私どももごもっともだと思っておる次第でございます。登記の事件が年々ふえるのに対応して人員の増加が認められませんか、手不足を来たしておる、そのために登記の事件処理が遅延をする、それから職員のご負担が重くなっていくという傾向にございますので、私どももいたしまして、つとに増員の必要を強く訴えまして、これの実現に努力してきたわけでございます。幸いに昭和三十五年度におきましては、前回も申し上げましたような百四十二名の増員が認められる予定でございます。

なおそのほかに、ただ人だけというわけにはいきませんので、できるかぎり事務を合理化いたしまして、機械の力を利用するということで、以前に比べますと、ことに謄本の作成等につきましては、事件の多い所には新しい謄写器、複写器を配付いたしまして、できる限り人手を節約するという方法を講じておる次第でございます。しながら、私どももいたしましては、まだ現状ではこれで十分だとは決して思っておりませんので、今後もなお人手の充実、それから事務の機械化ということにはさらに一段と努力をいたしたいと思っております。

それからなお戦前におきましては、登記所は裁判所の所管のもとにあったわけ、登記官吏もひとしく裁判所書記ということであったわけでございますが、新憲法の施行後、裁判事務と行政事務がはっきり分離されました結果、現在のような建前になっておるの

でございいます。私どもの立場から申しますと、裁判所書記は、検察事務官と登記所に勤務しておりますところの登記官すなわち法務事務官との間には、号俸調整の有無ということによりまして、現行制度のもとでは差別がございいますが、この差別が、はたしていいのかどうかということは、私どもここで申し上げる限りではございせんけれども、実際開きができておることは仰せの通り事実でございいます。私どももいたしまして、その開きをどうしての改善をはかるということで、先ほどから申し上げましたように、予算上、現在の制度のもとで可能な限りにおきまして超過勤務手当の増額であるとか、宿日直費の増額であるとか、その他の方法によりまして待遇の改善をはかりたいと考えておる次第でございいます。

○委員長（大川光三君） この際、委員の異動について御報告いたします。

本日付、津島壽一君が辞任、小柳牧衛君が選任されました。

以上であります。

○市川房枝君 私は法律に全く無知でありますし、それから登記所にあまり関係がないので、なかなかこの法律はむずかしくて、せんだから参考人並びに委員の皆様方のお話を伺って参ったのでございますが、一元化というのは国の立場あるいは自治体から言えばよきそうなんです、国民の側から申しますと、あるいは現在働いておる人たちの立場から言くと、どうも望ましくないという点があるような実は

感じを受けておるのですが、そんな点から、はっきりしない点一、二点だけちょっと伺いたいと思ひますが、第五十条でございますが、五十条のおしまひの方ですが、「土地若くハ建物ノ所有其他ノ関係人ニ文書ノ呈示ヲ求メ若クハ質問ヲ為スコトヲ得」云々とあります。これはどういう人と言うのでございましょうか。近所の人といひますか、その点を一つ伺ひたい。

それからそれに関連して、おしまひの百五十九条で罰金、罰則のことが出ていますが、その点を加えてちょっともう一ぺん御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(平賀健太君) この五十条の二項で「所有者其他ノ関係人」と

言っておりますのは、典型的な例を申し上げますと、隣地の所有者なんかがこれに当たるわけでございします。たとへば一例を申し上げますと、登記簿には、たとへば土地が五十坪として載っているのだが、実は六十坪あるもので、五十坪と面積が書いてあるのを六十坪に改めてもらいたいというような申請があつたと仮定いたしますと、あるいは場合によつたら、隣地が少し取り込んで、境界を移動しまして、自分の土地を広げてゐるのではないかとといううな疑ひが生ずることがあり得るわけ

でございします。その場合に、隣地の所有者にも確かめてみるということが現実の問題としてそういう必要が生ずる場合があり得るわけでございます。隣地の所有者などというのが、一番典型的な例だと思ひます。これは現在の土地台帳法にもやはりこれと同一趣旨の規定がございまして、これを今度は台帳が登記制度の中に吸収

されると申しますか、一本化します関係で、台帳法の規定から同じ趣旨の規定をこちらに移してきたのでございします。

それから百五十九条のお尋ねの罰則も、これもやはり台帳法に同趣旨の規定があるわけでございますが、これは他の法律にもいろいろ類似の例がございしますが、国の機関にこういう職権による調査権を認めました場合には、その調査を妨けたり、あるいは調査に協力しないという場合には、こういう罰則の規定がございしますと、職権調査というところを行なうことができなくなりまして、百五十九条のような罰則が設けられておるわけでございます。

○市川房枝君 関係者といひますか、その御説明が、土地、建物所有者その他の関係人とあつたのですが、その近所に住んでゐる人が職権で調査に来られて、そしていろいろ建物あるいは土地についての質問をされた場合に、他人の財産権といひますか、それに対していろいろ言うのですから、言いたくないといひますか、そういう気持ちがあると思ひます。そして事実知らないうちの場合もあるでしょう。そういう場合に、拒否をしたというところで、十万円以下の罰金というところは、ちよつと国民の側から言つて納得がでないように思ひますけれども……。

○政府委員(平賀健太君) その関係人

と申しますのは、ただ隣近所の人という意味ではございせん、やはり隣地の所有者——境界は必ず問題になりますので、その隣地の所有者ということ

で、そういう何と申しますか、その人に確かめてみなければ真実がわからな

いという、そういう限られた場合でございします。ただ隣近所に住んでゐるから知つてゐるだらうから、隣近所の人

と申しますか、長屋なんかでございします。長屋なんかかりにあるといひます。二軒長屋というふうなものがあつて仮定いたします。床面積なんかに

ついでにこちらの方は何坪、その坪数が實際と違つておつたので改めたいといふような場合に、坪数の訂正を申請し

てきた方ではない他の一方の所有者に對し、あなたの方の坪数はこれに間違

ないかといふようなことで確かめてみる、そういうほんとうに法律上の利害関係があると申しますか、そういう

場合に限定して解釈すべきものだらうと思ひます。ただ隣近所だからといふことだけでは、直ちに関係人とは言えないと思ひます。

○市川房枝君 その点を厳格にやつて

いただかないと、周囲が迷惑をこうむるわけですから、その点を一つ厳格に

やつていただきたい。

それから今度の登記法の改正によつて、国民の、登記者の方の負担が軽くなるかどうか。現在と比べてどの点が

どういふふうになるのか、それを一つ……。

○政府委員(平賀健太君) 從來であり

ますと、先刻建物の増築をした場合の話が出ましたので、増築の場合を例にとりますと、現行の制度でございします

と、増築をいたしました台帳の申告をしなければならぬわけでございます。台帳の申告をしまして、それから今度

その建物につきまして何か権利関係の登記をしようという場合には、また増築の登記申請もしなければならぬことになるわけでございます。台帳の申告のほかに、登記をしなければいけない。それからまた権利関係の登記をやるわけですね。今回のこの改正案のよう

にこれを一本にいたしますと、台帳制度がなくなりますので、台帳の申告の必要はない。ただ増築の登記の申請だけをすればいい、二重の手続が一つで済むことがあるわけでありまして、それから増築の関係は、これはまあ登録税はあつて納めるわけでございますが、いづれにしても登録税は要ります。ほかの例をとつてみますと、たとへば一筆の土地を二つに分けて二筆の土地にするといふような場合でありまして、やはり台帳の関係でまず分筆の申告をしまして、それからその上でまた登記も分筆の登記をしなければならぬわけでございます。その分筆の登記をする際には、現在でありますと登録税を要するわけでございます。この改正案になりますと、台帳がなくなりまして、分筆の登記の申請だけをすればそれで済む、しかも登録税は要らないといふことになっております関係で、登記制度を利用しますところの一般の民衆にとりまして、相当これは手数料が省け、経費の負担が省けるということになるわけでございます。

○市川房枝君 よく私まだ納得できないのですが、幾らか手数料が省けること

はあるかもしれませんが、しかし確実性の問題がこの間から出ておつたのであります。今度の帳簿が結局納税の台帳になるという意味において、さっき

これはちよつと関連質問で伺つたのですが、固定資産税の台帳になると、脱

税があるといふことは望ましくないのですけれども、今度の登記の一元化のねらいの一つがやっぱり税金を取り立てるところに何だか主眼があるような気がするの

でございします。これはそう考へる考へ方の問題かも知れませんが、その点はその程度にしまして……。

○政府委員(平賀健太君) 義務の方

も、権利関係の登記は申請主義でございします。この新しい案でも全然義務といふことにはいたしてござい

ます。従来は、不動産の現況が変更しましたような場合は、台帳の関係で申告の義務を課しておりましたが、それがそのまま今度登記の方にきまして、登記の申請の義務になつただけで、これもほとんど実質は変わつておりません。義務が特にふえたといふことにはならぬ

わけでありまして。

○市川房枝君 この間から皆さんから問題になっておりましたが、働いておる人たちの人数が不足だから、あるいはそのために労働が非常に過重だといふお話をだんだん伺つておるのです。が、職員の方たちがそういう状態にある場合に、その職員のといひますか、あるいは登記所を取り巻く環境は、結局銀行だとか会社だとかあるいは不動産業者といひますか、こういうふうな人たちが取り巻いておる。そういう人たちは早く登記を済ませたいといひますか、多少便宜を得たいといふような

意味で、ある種の誘惑といいますが、ということが職員に対して行なわれているらしい。たとえば場所を見に行くときも、ほとんどその業者の自動車などで行く、あるいはまあ食事をするという場合もあるようにちょっと聞いておるのでございますが、そういう点はいかがですか。

○政府委員(平賀健太君) 登記所の回りに何か業者がおつて、その誘惑がある。一般的にはそういうことは全然ございません。これは全国で約二千万所というたさんの登記所があるものでございますから、職員の不正事件といふこともきわめてまれにはございますが、全般としては、そういう御懸念のようなことはございませ

○市川房枝君 そうなら大へんけつこうと思ひますが、ただ、法務省でやりになるのですから、そういう問題があつても、あまりこれは表向きにはならないと思うのです。実際はあるのだというように聞こえておりますが、なければ大へんけつこうなんです。しかし、そういう誘惑が多い環境で働いているという方たちの待遇が非常に悪い、あるいは事務が非常に幅狭しているといふことであると、これはそういうことに陥りやすい、そういう面からもそういう方たちの待遇をよくするといふことが必要でないかと思うのです。そういう点は今後もしよく行なわれるようにお願いいたします。

○政府委員(平賀健太君) ただいまお言葉がございましたが、私も全く同感でありまして、登記申請書には多額の印紙が張られてそれが登記所に

提出されます。それからそのほかに、なお供託事務、こういうようなものも扱っておりますので、現金を扱う場合もございませう。そういう関係で、非常に登記所の職員の責任重大でございませうので、そういう関係から一つ登記所の職員の待遇の改善について認識を願いたいといふことで、大蔵省なんかにも私も折衝してきている次第でございませう。私もお言葉のような趣旨をもちまして従来も努力をいたしてきている次第でございませう。

○井川伊平君 ちょっと簡単に伺ひておきます。前々より議論になっております四十四条の保証の問題でございませう。保証人が間違ひなく保証するのは、一体どれだけの知識がなければならないかといふ問題について伺ひたいと思ひます。それは、登記の申請書がすでに作られて、それに登記の義務者が表示されまして、それが、その申請書に記載されている登記の義務者と、現実に何番地に住んでいるのがしという人間が同一である、人違ひでないといふことを調べればよろしいといふ趣旨ですか。

○政府委員(平賀健太君) そういう趣旨であります。人間の同一性であります。

○井川伊平君 そうしますと、その人間が登記しようとする甲なり乙なりの不動産について同一人である、同名異人ではない、同一人であるといふこともありましようが、そうしますと、その不動産といふものを現実にその人が権利者であるといふ事実を知っているといふことも知らねばなりません。持っているといふことも知らねばなりません。

○政府委員(平賀健太君) 権利を持てているといふことについての知識は要らぬわけでございます。

○井川伊平君 そうすると、申請書に書いてある義務者が何がしという人間は同一人であるといふ事実を知れば足るということですね。

○政府委員(平賀健太君) さようでございませう。

○井川伊平君 そうすると、その何がしという人は、そういう不動産を所有しているかいないかを知らなくてもいいのですか。

○政府委員(平賀健太君) その点については知らなくてもけっこうでございます。

○井川伊平君 知らなくてもいい。知らなくてもいいくらいであるとするならば、それを処分し、あるいは抵当権をつけるところの契約があつたとか、あるいは登記をする意思があつたといふことは知らなくてもいいのです。これからは登記義務者として自分は登記をしたのだ、登記簿に所有者として表示されている何の何がしは自分であるといふことで、登記簿に表示されている登記義務者だと言つて保証人の所に来た人間に同一性があるといふことを知つておればいいわけでありませう。

○井川伊平君 今あなたのおっしゃった行けばといふことは、現実に人をつかまえての話でしょう、この人ですやういふ、しかし、かわつて行く場合もありましよう。だから現実にその不動産上の権利者である登記上の義務者ですね、それがそこにおるとは限りませんですね。それで私は承るわけなんです。

○政府委員(平賀健太君) 本来から言いますと、これはおるのが建前だと思ひますが、ほんとうは、よく知つた人だ、家族に聞いてもわかりませう、といふようなことで、実際必ず現実に現われなくても済む場合がこれはもちろんあるわけでございますが、建前としましては、やはり人間の同一性を確かめるわけで、自分はこの登記簿に登記義務者として表示されておる何の何がしであると言つて来たものが、はたしてその人に間違ひがないかどうかといふことの証明であります。

○井川伊平君 そこまで言へば、何がしという来た人がその不動産を所有していることを知らなければ、そういう証明ができないではありませんか。

○政府委員(平賀健太君) これはそうはなりませんので、なるほど登記簿には、権利者、所有者甲とございまして、御承知の通り先ほども申し上げましたように形式審査でやりますので、登記簿の権利関係の表示が常に実態に合つておるとは限りませぬわけでありませうから、真実の所有者であるといふことについての認識は、これは不要でございませう。

○井川伊平君 そうしますと、申請書の義務者として書いてある住所と姓名が、現実に自分の知つておる人の住所と姓名と一致するならば、その現実に知つておる人がその土地を持てているかいないかといふことは、全然知らなくともかまひませぬね。

○政府委員(平賀健太君) さようでございませう。

○井川伊平君 その点、それで一応了承しました。

もう一点、先般来四十四条の二の改正の問題につきまして、私反対のような意向を申し上げておりましたが、その後の詳しい御説明をいただきました。しかし、大体内容を了承いたしました。しかし、なおその問題につきまして伺ひを申したいと存じますが、長い間事後通知の慣習になれておる日本人たちが、事前の通知に変わったといふことを知るのには、よほど困難な事情にあるであらうと存じますが……。たとえば事前通知できたものを、また例の通りだなど、事後通知だなど考へて、登記ができてしまつておるのだと考へる義務者があつたらうと存じますが、そういうものにつきましては、何か特別に周知の方法をお講じになるお考えがありますか、いかがですか。ありましたら、どんなお考えがあるか承ります。

○政府委員(平賀健太君) 今回の不動産登記法の改正につきましては、ラジオその他をもちまして一般の広報活動を行ないたいといふこと、もちろんこれは計画いたしておりますが、そのほかに、なお登記所の窓口にもこの趣旨を掲示いたしまして、申請に来た人によくわかるようにいたしたいと思ひます。それから保証書を提出しまして登記の申請がなされた場合には、申請人によく説明しまして、従来とは違つて、すぐ登記はできませんよ、こういう事前通知をすることにいたします。こういうことをぜひいたさないと考へております。それからなお実際問題として、登記の申請書の作成はしるうとはなかなかできかねまして、現在でもこれは司法書士に依頼をして申請書を作つてもらふのがほとんど全部でございませう。司法書士会の方にもこれは御連

絡いたしまして、全国の司法書士によくこの趣旨を徹底させていたいただきたいと考えておる次第でございます。誤解が生じませんように、そのために不測の損害をこうむることがないように、十分の注意をいたしたいと考えております。

午後三時五分休憩

午後三時三十分開会

○委員長(大川光三君) ただいまから委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を続行いたします。

御質疑のある方は御発言をお願いいたします。

○龜田得治君 罰則の点で、もう一点確かめたいと思います。百五十八条の意味について、先ほど来いろいろ質疑があったわけですが、御答弁のような趣旨をより明確にするためには、次のように改めないといかぬのではないかと

いうふうに思いますので、ちょっと私の試案ですが、読みますから、一つ局長の見解を明らかにしてほしい。原文と私の申し上げるものとが同じ意味になるのかどうか、結論のところを特にはっきりしてはしいのです。読み上げますと、百五十八条の初めの方ですが、「登記義務者ニ付キ確實ナル知識ヲ」と、そのところを、「登記義務者ノ人達ヒナキト信スヘキ確實ナル根拠ヲ」(「そういふふうに変更した方が誤解も生じないし、わかりいいのではないかと、こういうふうにかえておりますが、お答えを願いたいと思います。

○政府委員(平賀健太君) この百五十八条のこの案の趣旨は、ただいま龜田委員が仰せられたように条文を改めなくても、趣旨は全く同じことでございます。で、強弁するようでございますけれども、この案のままで誤解を生ずることはないのではないかと、全く同じ趣旨に解釈されるところを考へておる次第であります。

○委員長(大川光三君) 他に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(大川光三君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○井川伊平君 私は自由民主党を代表いたしまして、本法案に賛成の意を表するものであります。

「現行の登記台帳制度を統一して一元化する」とよりまして、二重の手数を、また費用を除去し、登記手続の合理化、簡易化をはかることは、昭和二十五年以来の懸案であったのであります。本法案は、これらの事情のもとに、慎重な配慮と工夫のもとに立案されてお

り、妥当なものと考えます。この点、委員会の審議を通じて詳細は明らかにされてきました。しかしながら、適正迅速な一元化、作業の具体的実施にあたっては、若干懸念される点もあるもので、今後一そう登記所職員の待遇と設備の充実を期するなど、万全の策を講ぜられんことを切に要望して、本法案に賛成します。

○龜田得治君 私は日本社会党を代表して、本案に反対をいたします。簡単に二、三その理由を申し上げます。

第一は、台帳と登記簿の扱い方、これを一元化していいかどうか、こういう点については、なかなか理論的にも専門家の間で議論が熟しておらない、こういう点がまずあげられるわけです。そういう問題が不明確なときに、急いでこれをやるといふ必要はないもの、それはほだないのじゃないか。政府の説明等を聞けば、多少の便宜等もあるようですが、まあ多少のことではどういふ制度の改革だつてあるのものが、より根本的な問題というものに大きな疑義を持ちながら、こういう改革に踏み切るといふことは、大へん問題があると思うのです。で、台帳なり登記簿の制度等でもやらなきゃならぬことは、実際にはほかにたくさんあるわけですから、むしろそういうことに力を入れるのが順序ではないか、こういうふうにかける点が第一です。

それから第二は、この法務局における受け入れ態勢が整備しておらぬという点です。これは一元化の問題が始まる以前からの問題ですが、法務局では非常に登記の仕事が増加しております。昭和二十六年、七年前には大体人員と登記の件数というものが、まあバランスがとれていた状態ですが、その後アンバランスが非常に激しくなつて、件数が、仕事の量が三倍以上になつてきているけれども、人員というものはほんの二、三割の増といつたようなことで、これはちょっとみんなが働いてるのを少し能率的に上手にやれば埋め合わせがつくといつたような状態では全くないわけなんです。そういうわけでありまして、登記所として、この国民に対するサービスのためにまずやるべきことは、受け入れ態勢を完備

することです。これは質疑の中で、局長も建前としてはわれわれの意見にも同意しているわけですが、人員を整備すること、それからいろいろな設備ですね、これを近代化していくことです。この二つがむしろ大事なんです、それさえ本気にやってもらえば、一部のところから出ているような、登記事務をスムーズにやるために、一元化をその一つとして考えてくれといつたような声なんか私は出なかったと思う。やるべきことをやっておらぬものだから、今度は逆にそういう問題が出され、しかもそれが理論的にも不明確な状態のままで進行しなければならぬといふことになつていくわけなんです。

そういう点で、受け入れ態勢の不備、これは決定的なんです。そういう飽和状態にあつて、法務局の職員の健康状態なんか悪い、これは登記所へ行けばすぐわかる、顔色で……そういうことを言っちゃ失礼に当たるかもしれない感じがします。そういうところへ、多少の予算はつけているが、この莫大な量の仕事というものをぶち込んでいる。私は、大へんなやはり迷惑があら

ちからこちらへ起きてくるのじゃないか。なるほどその間違い等が、書き間違いなりいろいろあつて迷惑がある、その場合に、それは全体の量からいえば気がつけてやれば例外数は少ないかもしね、しかし、ちょうどそれに当たつた本人からいいますと、これは大へんな迷惑になつていくわけなんです。だから、こういう意味からも、私たちは、こういう陣容でこの仕事を進めることには納得がいかない。

それから第三は、罰則です。今度の改正法で、登記上の間違いを防ぐための改正等がなされているわけですね。私は、やはりその改正された建前でしばらく仕事をやって、それでもなおかついろいろ悪だくみをするものがない、不正な登記を防げないという場合には、罰則を設けたり、強化すること、これはやむを得ないと思う。ところが、そういう一つの期間等も置かないで、すぐあまり例のないような形での罰則、特に百五十八条の罰則、こういうものを設けられるといふことは、納得がいかないわけなんです。

大体以上のような三点から、この法案に対しては反対をいたします。

○赤松常子君 私は民主社会党を代表いたしまして、次の希望意見をつけ加えて賛成いたしたいと思ひます。

第一には、本法の改正と最近における事務量の増加にかんがみ、法務局の人員の増加、待遇の改善をなす等、万全の処置を講ずること。

二、重要書類、帳簿の保存を強化し、かつ事務の能率化をはかるため、庁舎の増改築につき年次の計画を立てること。

まあおもにこういう意見を付しまして賛成いたしますが、もちろん心から双手をあげてという意味でなく、本法案の審議過程におきましてさまざまな不利な点、また納得のいかにない点、種々指摘されたのでございまして、将来どうぞ当局におきましてこういう不備、また納得せしめ得ない諸点の改正をよく考えられ、もちろんこれはわれわれも努力しなくちゃいけないこととて、誠意をもつて改正の方向に向か

ていただくよう強く要望いたしましたし、不満ながら賛成いたします。

○委員長(大川光三君) 他に御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大川光三君) 異議ないと認めます。

これより採決に入ります。

不動産登記法の一部を改正する等の法律案を問題に供します。

本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大川光三君) 挙手多数でございます。よって本案は多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきましては、先例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大川光三君) 御異議ないと認め、さように決定いたしました。

なお、この機会に当局より御意見があればお述べを願います。

○国務大臣(井野碩哉君) ございません。

○委員長(大川光三君) 以上をもって本日の審議は終了いたしました。次回の委員会は三月二十九日午前十時より開会いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後三時四十九分散会

昭和三十五年四月二日印刷

昭和三十五年四月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局